

女子差別撤廃委員会による一般勧告（内閣府仮訳）

目 次

一般勧告第 1 号	（第 5 回会期、1986 年）	1
一般勧告第 2 号	（第 6 回会期、1987 年）	1
一般勧告第 3 号	（第 6 回会期、1987 年）	1
一般勧告第 4 号	（第 6 回会期、1987 年）	2
一般勧告第 5 号	暫定的な特別措置（第 7 回会期、1988 年）	2
一般勧告第 6 号	効果的な国内本部機構と広報（第 7 回会期、1988 年）	2
一般勧告第 7 号	財務的措置（第 7 回会期、1988 年）	3
一般勧告第 8 号	条約第 8 条の実施（第 7 回会期、1988 年）	3
一般勧告第 9 号	女性の状況に関する統計データ（第 8 回会期、1989 年）	4
一般勧告第 10 号	女子差別撤廃条約採択 10 周年（第 8 回会期、1989 年）	4
一般勧告第 11 号	報告義務のための技術助言サービス（第 8 回会期、1989 年）	5
一般勧告第 12 号	女性に対する暴力（第 8 回会期、1989 年）	5
一般勧告第 13 号	同一価値労働に対する同一報酬（第 8 回会期、1989 年）	6
一般勧告第 14 号	女性性器の切除（第 9 回会期、1990 年）	6
一般勧告第 15 号	後天性免疫不全症候群(AIDS)の予防と抑制のための国内戦略 における女性差別の回避（第 9 回会期、1990 年）	7
一般勧告第 16 号	農村及び都市の家族会社における無償女性労働者（第 10 回会 期、1991 年）	8
一般勧告第 17 号	女性の家庭内の無償活動の測定と数量化及び国民総生産にお けるその承認（第 10 回会期、1991 年）	9
一般勧告第 18 号	女性障害者（第 10 回会期、1991 年）	9
一般勧告第 19 号	女性に対する暴力（第 11 回会期、1992 年）	10
一般勧告第 20 号	条約に対する留保（第 11 回会期、1992 年）	15
一般勧告第 21 号	婚姻及び家族関係における平等（第 13 回会期、1994 年）	15
一般勧告第 22 号	条約第 20 条の改正（第 14 回会期、1995 年）	23
一般勧告第 23 号	（第 16 回会期、1997 年）	24
一般勧告第 24 号	（第 20 回会期、1999 年）	33
一般勧告第 25 号	第 4 条 1 項 暫定的特別措置（第 30 回会期、2004 年）	39

一般勧告第1号 (第5回会期、1986年)

条約第18条に基づいて提出される第1次報告には、その報告を提出する時点までの(提出国の)状況をもれなく記載すべきである。それ以降は、第1次報告の提出期限から少なくとも4年毎に報告が提出され、その報告には、条約を完全に実施するに際して遭遇した障害、及びそれらの障害を克服するためにとられた措置が含まれるべきである。

一般勧告第2号 (第6回会期、1987年)

女子差別撤廃委員会は、

条約第18条に基づく締約国の第1次報告の内のいくつかは、ガイドラインに添った当該締約国に関する利用可能な情報を適切に反映していないため、委員会の活動に際して困難な事態に直面したことに留意し、

次のことを勧告する。

(a) 締約国は、条約第18条に基づく報告を作成するに際して、その形式、内容、及び時期について、1983年8月に採択された一般ガイドライン(CEDAW/C/7)(注 1983年8月11日、委員会第24回会期で採択された)に従うこと。

(b) 締約国は、これらの点について、1986年に採択された一般勧告[第1号]に従うべきである(注 第41回総会の公式記録、補足45号(A/41/45)、パラグラフ362)。

「条約第18条に基づいて提出される第1次報告には、その報告を提出する時点までの(提出国の)現状をもれなく記載すべきである。それ以降は、第1次報告の提出期限から少なくとも4年毎に、報告が提出され、その報告には、条約を完全に実施するに際して遭遇した障害、及びそれらの障害を克服するためにとられた措置が含まれるべきである。」(注 一般勧告第1号は、委員会の第5回会期において採択された)。

(c) 締約国の報告を補充する追加資料は、当該報告が審議される予定の[委員会の]会期の少なくとも3ヶ月前に、事務局に送付されること。

一般勧告第3号 (第6回会期、1987年)

女子差別撤廃委員会は、

女子差別撤廃委員会が、1983年以来、締約国から提出された34の報告を検討してきたことを考慮し、

さらには、これらの報告が、開発段階の異なる国々から提出されたにもかかわらず、性に基づく差別を永続化させ、条約第5条の実施を阻害する女性に対する定型化された観念が、程度の差こそあれ、社会的・文化的要素に起因して、存在することを示していることを考慮し、

すべての締約国に対して、女性の社会的平等の原則を完全に展開することを阻害している偏見や現行の慣行を撤廃するために助けとなる、教育及び広報プログラムを効果的に採用することを、強く促すものである。

一般勧告第4号 (第6回会期、1987年)

女子差別撤廃委員会は、

その各会期において、締約国から提出された報告を検討してきたことから、

条約の趣旨及び目的と両立しないと思われる相当数の留保が存在することに懸念を表明し、

1988年のニューヨークにおける次期会合において留保について検討するという締約国の決定を歓迎し、そのために、すべての当該締約国が撤回の方向でかかる留保について再検討することを提案する。

一般勧告第5号 暫定的な特別措置 (第7回会期、1988年)

女子差別撤廃委員会は、

締約国による報告、冒頭説明、さらには[委員会の質問に対する] 回答から、たしかに差別的な法を廃止したり、修正したりすることについて、相当の改善がなされてはいるが、他方では、事実上の男女平等を促進するための措置を導入することにより、条約を完全に実施するための行動をとる必要が未だなおあることが明らかになった点に留意し、

条約第4条第1項を想起し、

締約国が、教育、経済、政治、及び雇用の分野への女性の統合を促進するために、ポジティブ・アクション(積極的参画措置)、優遇措置、あるいはクォータ制(割り当て制)などの暫定的な特別措置を一層活用することを勧告する。

一般勧告第6号 効果的な国内本部機構と広報 (第7回会期、1988年)

女子差別撤廃委員会は、

女子差別撤廃条約に関する締約国報告を検討してきたことから、

1987年11月30日の国連総会決議42/60に留意し、

次のことを勧告する。

1. 締約国は、次のことを行うため、十分な財源、任務、及び権限を有する効果的な国内本部機構、制度、及び手続を政府の高いレベルに設置し、又は強化すること。
 - (a) すべての政府の政策に関して、女性に与える影響について助言する。
 - (b) 女性の現状について包括的にモニターする。

(c) 差別撤廃のための新しい政策を立案し、そのための戦略や措置の効果的実施を援助する。

2. 締約国は、条約第 18 条に基づく締約国の報告及び委員会報告を当該国の言語で確実に普及するための適切な方策をとること。
3. 締約国は、条約と委員会報告の翻訳を行うにあたっては、国連事務総長と広報局に援助を求めること。
4. 締約国は、本勧告に関してとった行動について、締約国の第 1 次報告及び定期報告に記載すること。

一般勧告第 7 号 財務的措置（第 7 回会期、1988 年）

女子差別撤廃委員会は、

国連総会決議 40/39、41/108、及びとりわけ 42/60 パラグラフ 14 が、委員会及び締約国に対して、今後の委員会の会合をウィーンにおいて開催することについての問題を検討するように要請していることに留意し、

国連総会決議 42/105、とりわけ同決議パラグラフ 11 が、国連事務総長に対して、人権条約の実施と条約機構に対するサービスに関して、事務局の国連人権センターと社会開発人道問題センターとの協調を強化することを求めていることに留意し、

締約国に対して、次のことを勧告する。

1. 締約国は、委員会に対するサービスに関して、ジュネーブの人権センターとウィーンの世界開発人道問題センターとの協調を強化するための提案を引き続き支持すること。
2. 締約国は、委員会が、ニューヨークとウィーンで開催されるという提案を支持すること。
3. 締約国は、委員会が条約上の機能を果たす際、委員会を援助するため、適切な財政的措置とサービスが利用可能となることを確保し、とりわけ委員会の会合の準備段階及び会合開催中に委員会を助けるために、常勤スタッフの活用が可能となることを確保するよう、あらゆる必要かつ適切な処置をとること。
4. 締約国は、補充報告や資料が、配付や委員会による検討に間に合うように国連の公用語に翻訳されるよう、期限内に事務局に提出されることを確保すること。

一般勧告第 8 号 条約第 8 条の実施（第 7 回会期、1988 年）

女子差別撤廃委員会は、

条約第 18 条に従って提出された締約国報告を検討してきたことから、

締約国が、第 8 条の完全な実施を確保するため、並びに、国際的に自国政府を代表し及び国

際機関の活動に参加する機会を女性に対して男性と平等な条件でかついかなる差別もなく確保するために、条約第4条に従って、一層直接的な措置をとることを勧告する。

一般勧告第9号 女性の状況に関する統計データ（第8回会期、1989年）

女子差別撤廃委員会は、

個々の条約締約国の女性の現状を理解するために、統計情報が絶対的に必要であることを考慮し、

委員会による検討のために報告を提出している締約国の多くが、統計を提出していないことを認め、

締約国に対して、次の点を確保するためにあらゆる努力を払うことを勧告する。すなわち、国勢調査及びその他の社会経済調査の計画立案に責任のある国家統計部門は、関心のある利用者がその関心のある特定部門の女性の状況について容易に情報を得られるように、絶対数と比率の双方についてデータを性別に分類できるような方法で、質問事項を構成することである。

一般勧告第10号 女子差別撤廃条約採択10周年（第8回会期、1989年）

女子差別撤廃委員会は、

1989年12月18日が、女子差別撤廃条約採択10周年目に当たることを考慮し、

この条約が、加盟国の社会における男女平等を促進するために、国連がこの10年間に採択した最も実効ある文書のひとつとなったことをもまた考慮し、

効果的な国内本部機構と広報に関する一般勧告第6号(1988年第7回会期で採択)を想起し、

条約採択10周年にあたって、締約国は次の点を考慮すべきことを勧告する。

1. 各国の主要言語によって女子差別撤廃条約を広めるため、会議やセミナーを含むプログラムを企画し、各国内でこの条約に関する情報を提供すること。
2. 国内の女性団体に対し条約とその実施に関する広報キャンペーンに協力するよう要請し、更に、国内・地域・国際の各レベルの非政府機関に対し条約とその実施につき広報することを促すこと。
3. 条約の諸原則、特に国連や国連システムの活動のあらゆるレベルにおける女性の参加に関連する第8条の完全な実施を確保する行動を奨励すること。
4. 次の手段によって、条約採択10周年を記念するよう事務総長に要請すること。
 - ・ 専門機関と協力して、条約とその実施に関する印刷物その他の資料を国連のすべての公用語で出版・普及する。
 - ・ 条約についてのテレビドキュメンタリーを制作する。

- ・1985年にナイロビで開催された「『国連婦人の10年: 平等、発展、平和』の見直しと評価のための世界会議」のために当初出版された女子差別撤廃委員会の報告 (A/CONF・116/13) を改訂・出版するために、締約国から提出された情報の分析を準備するため、必要財源を国連事務局の婦人の地位向上部やウィーンの世界開発人道問題センターに割り当てる。

一般勧告第11号 報告義務のための技術助言サービス (第8回会期、1989年)

女子差別撤廃委員会は、

1989年3月3日現在、96カ国が女子差別撤廃条約を批准していることに留意し、

その期日までに60の第1次報告と19の第2次報告を受理している事実を考慮し、

36の第1次報告と36の第2次報告について1989年3月3日が報告提出期限であるが、まだ受理していないことに留意し、

事務総長は、既存の財源の範囲内で、及び助言サービス・プログラムの優先事項を考慮して、人権に関する国連文書に基づく報告義務を果たす上で最も深刻な困難に直面している国々のために、さらにトレーニング・コースを準備すべきであるとした、総会決議43/115の paragraph 9の要請を歓迎し、

締約国に対し、締約国が条約18条に基づく報告義務を履行できるようその要請に従って援助するために、トレーニング・セミナーを含む技術助言サービスのためのプロジェクトを奨励し、援助し、及びそれに協力すべきことを勧告する。

一般勧告第12号 女性に対する暴力 (第8回会期、1989年)

女子差別撤廃委員会は、

条約の2条、5条、11条、12条及び16条が、締約国に対して、家庭内、職場、その他の社会生活の領域で生ずるいかなる種類の暴力からも女性を保護するよう行動を起こすことを要請していることを考慮し、

経済社会理事会決議1988/27を考慮に入れ、

締約国に対し、委員会への定期報告の中に、次の点についての情報を記載すべきことを勧告する。

1. 日常生活におけるあらゆる種類の暴力 (性的暴力、家庭内の虐待、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを含む) の発生から女性を保護するための現行法制
2. これらの暴力を根絶するためにとられたその他の措置
3. 暴行又は虐待の犠牲者である女性のための支援サービスの存在

4. 女性に対するあらゆる種類の暴力の発生及び暴力の犠牲者となった女性に関する統計データ

一般勧告第 13 号 同一価値労働に対する同一報酬 (第 8 回会期、1989 年)

女子差別撤廃委員会は、

女子差別撤廃条約の締約国の大多数が批准している同一価値労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する ILO100 号条約を想起し、

また、1983 年以降、締約国からの 51 の第 1 次報告と 5 つの第 2 次報告を検討したことを想起し、

締約国の報告は、同一価値労働同一報酬の原則が多くの国の法制内で採用されていることを明らかにしているものの、労働市場におけるジェンダーに基づく差別待遇を克服するためには、この原則の実際面での適用を確保するためになすべきことは今なお多く残っていることを考慮し、

女子差別撤廃条約の締約国に対して次のことを勧告する。

1. 女子差別撤廃条約を完全に実施するために、ILO100 号条約をまだ批准していない締約国にその批准を促すこと。
2. 締約国は、女性が現在支配的である様々な性質の職務と、男性が現在支配的である職務との価値の比較を容易にする男女の区別のない基準に基づく職務評価制度の研究、開発及び採択を検討し、また、女子差別撤廃委員会への定期報告に達成された成果を含めること。
3. 締約国は、実現できるかぎりにおいて、実施機構の創設を支援し、労働協約当事者が同一価値労働同一報酬の原則を適用する場合には、この原則の適用を確保するための彼らの努力を助成すること。

一般勧告第 14 号 女性性器の切除 (第 9 回会期、1990 年)

女子差別撤廃委員会は、

女性性器の切除の慣行や、女性の健康に有害なその他伝統的慣行が持続していることを憂慮し、

かかる慣行が存在する国の政府、国内女性団体、非政府機関、並びに世界保健機関、国連児童基金、さらに人権委員会およびその差別防止・少数者保護小委員会などの国連システムの諸機関が、女性性器の切除などの伝統的慣行が女性と子供の健康、その他に甚大な影響をもたらすことを特に認識して、この問題を審議続けていることに満足をもって留意し、

女性と子どもの健康に影響をおよぼす伝統的慣行に関する特別研究報告 (注 E/CN.4/Sub.2/1989/42、1969 年 8 月 21 日) 及び、伝統的慣行に関する特別作業グループの研究 (注

E/CN.4/1966/42)に関心をもって注目し、

女性たちが、女性と子どもの健康と福祉を害する慣行を特定し、それと闘うために自ら重要な行動を起こしていることを認識し、

女性たちやあらゆる関連グループによって行われているこの重要な行動は、政府によって支持され、助成される必要があることを確信し、

女性性器の切除などの有害な慣行の永続を助長する文化的、伝統的、経済的圧力が今なお存続していることに重大な関心を持って留意し、

締約国に対し、次のことを勧告する。

- (a) 女性性器の切除の慣行を根絶するために、適切かつ効果的な措置を講ずること。かかる措置には、次のものが含まれるだろう。
 - () 大学、医療もしくは看護団体、全国女性団体もしくはその他の団体によって、かかる伝統的慣行に関する基本的なデータを収集し、配布すること。
 - () 女性性器の切除やその他女性に有害な慣行の廃止のために活動している全国レベル及び地方レベルの女性団体を支援すること。
 - () メディアや芸術を含むあらゆるレベルにおいて、政治家、職業専門家、宗教、及び共同体のリーダーに対し、女性性器の切除の根絶に対する態度に影響を及ぼすよう協力するよう促すこと。
 - () 女性性器の切除から生じる諸問題に関する研究成果に基づき、適切な教育・訓練プログラムやセミナーを導入すること。
- (b) 国内の保健政策の中に、公的ヘルスケアとしての女性性器の切除を根絶することを目的とする適切な戦略の実施を含むこと。かかる戦略には、女性性器の切除の有害な影響を説明する、伝統的な助産婦を含む保健従事者の特別な責任を盛り込むことができるだろう。
- (c) 有害な伝統的慣行を撤廃するために行われている努力を支持し、援助するために、国連システムの適切な機関からの援助、情報、助言を要請すること。
- (d) 女子差別撤廃条約第 10 条及び第 12 条に基づき委員会に提出する報告の中に、女性性器の切除を撤廃するためにとられた措置に関する情報を含めること。

一般勧告第 15 号 後天性免疫不全症候群(AIDS)の予防と抑制のための国内戦略における女性差別の回避 (第 9 回会期、1990 年)

女子差別撤廃委員会は、

後天性免疫不全症候群(AIDS)の全世界的流行とそれを抑制するための戦略のいずれもが女性の権利行使に及ぼす潜在的な影響についての注目すべき情報を考慮し、

世界保健機関及びその他の国連機関、各種組織や団体によって作成されたヒト免疫不全ウイルス(HIV)に関する報告と資料、とりわけ、婦人の地位委員会に事務総長が提出した AIDS が女性の地位向上に及ぼす影響に関する覚書 (注 E/CN.6/1989/6/Add.1) 及び 1989 年 7 月

26日から28日にジュネーブで開催された AIDS と人権に関する国際専門家会議の最終文書（注 HR/AIDS/1989/3）を考慮し、

1988年5月13日の AIDS 及び HIV 感染者に関連する差別の回避に関する世界保健会議決議 WHA41.24、1989年3月2日の保健分野における差別反対に関する人権委員会決議 1989/11、及び特に1989年11月30日の女性と子どもと AIDS に関するパリ宣言に留意し、

世界保健機関が、1990年12月1日の世界 AIDS デーのテーマを「女性と AIDS」とすることを発表したことに留意し、

次のことを勧告する。

- (a) 締約国は、特に女性と子どもに対する HIV 感染と AIDS の危険性について、また、女性と子どもに対するその影響について、公に周知するために、情報を普及する努力を強化すること。
- (b) AIDS 撲滅計画は、女性と子どもの権利とニーズに特別な関心を払い、かつ、女性の生殖の役割に関連する要素、並びに一部社会においては特に女性が HIV に感染しやすい従属的地位におかれているということに特に関心を払うこと。
- (c) 締約国は、プライマリー・ヘルスケアへの女性の積極的な参加を確保し、HIV 感染の予防における介護従事者、保健従事者及び教育者としての女性の役割を強化するための措置を講ずること
- (d) すべての締約国は、条約第 12 条に基づく報告に、AIDS が女性の状況に及ぼす影響、並びに、感染した女性のニーズに対処し、AIDS に関連した女性差別を防止するためにとられた行動についての情報を含むこと。

一般勧告第 16 号 農村及び都市の家族会社における無償女性労働者(第 10 回会期、1991 年)

女子差別撤廃委員会は、

女子差別撤廃条約第 2 条 (c) 及び第 11 条 (c) (d) (e) 並びに女性の状況に関する統計データに関する一般勧告第 9 号 (第 8 回会期、1989 年) に留意し、

締約国において、高い比率の女性が、家族の男性構成員によって通常所有される企業で、報酬、社会保障及び社会給付を受けることなく働いていることを考慮し、

女子差別撤廃委員会に提出される報告が、一般に、家族会社の無償女性労働者の問題に言及していないことに留意し、

無償労働は、条約に反する女性の搾取の一形態であることを確認し、

締約国に対し、次のことを勧告する。

- (a) 委員会への報告に家族会社で働く無報酬の女性の法的及び社会的状況についての情報を含めること。

(b) 家族構成員によって所有される企業において報酬、社会保障及び社会給付を受けることなく働いている女性に関する統計データを収集し、委員会への報告にこれらのデータを含めること。

(c) 家族構成員によって所有される企業においてかかる諸給付を受けることなく働く女性に対して報酬、社会保障及び社会給付を保障するために必要な措置をとること。

一般勧告第 17 号 女性の家庭内の無償活動の測定と数量化及び国民総生産におけるその承認 (第 10 回会期、1991 年)

女子差別撤廃委員会は、

女子差別撤廃条約第 11 条に留意し、

女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略パラグラフ 120 (注 『国連婦人の 10 年: 平等、発展、平和』の見直しと評価のための世界会議(ナイロビ、1985 年 7 月 15 日-26 日)報告書(国連出版物、販売番号 No. E. 85. . 10.) 第 章、セクション A) を想起し、

各国において開発に貢献する女性の無償の家庭内活動の測定と数量化が、女性の事実上の経済的役割を明らかにすることに役立つであろうことを確認し、

かかる測定及び数量化が女性の地位向上に関する一層の政策形成の基礎を提供することを確信し、

国民経済計算体系の現行の改定と女性に関する統計の開発に関する統計委員会の第 25 回会期における討議に留意し、

締約国に対し、次のことを勧告する。

(a) 例えば、国民世帯調査計画の一部として時間消費調査を行うこと、及び、世帯と労働市場の双方における活動において費やされた時間についての性別の統計を収集することなどの女性の無償の家庭内活動を測定し、評価するための調査及び試験研究を、奨励及び援助すること。

(b) 女子差別撤廃条約及び女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略の諸規定に従って、国民総生産において女性の無償の家庭内活動を数量化し含めるための措置をとること。

(c) 国民経済計算に女性の無償の家庭内活動を組み入れることについての進展状況とともに、無償家庭内活動の測定と評価のためになされた調査と試験研究についての情報を、条約第 18 条に基づき提出される報告に含めること。

一般勧告第 18 号 女性障害者 (第 10 回会期、1991 年)

女子差別撤廃委員会は、

特に女子差別撤廃条約第 3 条を考慮し、

締約国の 60 以上の定期報告を検討したが、それらが女性障害者に関する情報の提供に乏しいことを認め、

特別な生活状況に関連した二重の差別を受ける女性障害者の状況を憂慮し、

女性障害者を、「特別な関心分野」という表題のもとで、社会的に弱い立場にある集団 (vulnerable group) とみなしている女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略のパラグラフ 296 (注 『国連婦人の 10 年: 平等、発展、平和』の見直しと評価のための世界会議(ナイロビ、1985 年 7 月 15 日-26 日)報告書(国連出版物、販売番号 No. E. 85. . 10.) 第 章、セクション A)を想起し、

障害者に関する世界行動計画 (1982 年)(注 A/37/351/Add. 1 及び Add.1/Corr. . 付属文書 セクション .)に対する支持を確認し、

締約国が、定期報告に女性障害者に関する情報、及びその特別な状況に対処するためにとられた措置(教育、雇用、保健サービス、社会保障に対する平等なアクセスを確保し、社会的及び文化的な生活におけるすべての分野に参加できることを確保するための特別措置を含む)に関する情報を提供することを勧告する。

一般勧告第 19 号 女性に対する暴力(第 11 回会期、1992 年)

背景

1. ジェンダーに基づく暴力は、男性との平等を基礎とする権利及び自由を享受する女性の能力を著しく阻害する差別の一形態である。
2. 1989 年の第 8 回会期において、委員会は、締約国に対して、暴力についての情報及び暴力に対処するために導入された措置についての情報を報告に含むべきであることを勧告した(一般勧告第 12 号、第 8 回会期)。
3. 1991 年の第 10 回会期において、第 11 回会期の一部を、条約第 6 条並びに女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント及び女性からの搾取に関連するその他の条項に関する討議及び研究に充てることが決定された。この問題は、1990 年 12 月 18 日の総会決議 45/155 により総会によって招集される 1993 年世界人権会議を見越して選ばれた。
4. 委員会は、締約国の報告が、女性に対する差別、ジェンダーに基づく暴力、並びに人権及び基本的自由の侵害の密接な関係を必ずしも適切に反映しているとは限らないと判断した。条約を完全に実施するためには、締約国は、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するための積極的な措置をとることが必要である。
5. 委員会は、締約国に対して、各国の法律及び政策の見直し及び条約に基づく報告に当たっては、ジェンダーに基づく暴力に関する委員会の次のコメントを考慮すべきであると提案した。

一般的コメント

6. 条約は第 1 条において女性に対する差別を定義している。この差別の定義は、ジェンダ

ーに基づく暴力、すなわち、女性であることを理由として女性に対して向けられる暴力、あるいは、女性に対して過度に影響を及ぼす暴力を含む。それは、身体的、精神的、又は性的危害もしくは苦痛を加える行為、かかる行為の威嚇、強制、及び、その他の自由の剥奪を含む。ジェンダーに基づく暴力は、条約の特定の規定に違反するであろう（これらの規定が、暴力について明示的に述べているか否かを問わない）。

7. 一般国際法又は人権条約に基づく人権及び基本的自由の女性による享受を害し又は無効にするジェンダーに基づく暴力は、条約第1条が意味する範囲内の差別に該当する。これらの権利及び自由は、次のものを含む。
 - (a) 生命の権利
 - (b) 拷問又は残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない権利
 - (c) 国際的又は国内的武力紛争時における人道法上の規範に基づく平等な保護に対する権利
 - (d) 身体の自由及び安全に対する権利
 - (e) 法に基づく平等な保護に対する権利
 - (f) 家庭における平等に対する権利
 - (g) 到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康に対する権利
 - (h) 公正かつ良好な労働条件に対する権利
8. 条約は、公権力によってなされる暴力に適用される。かかる暴力行為は、また、この条約違反であることに加えて、一般国際人権法及びその他の条約に基づく当該国家の義務に違反するものであろう。
9. しかし、本条約に基づく差別は、政府によって、又は、政府に代わってなされる行為に限られるものではないことが強調されるべきである（条約第2条(e)、(f)及び第5条参照）。例えば、第2条(e)に基づいて、条約は、締約国に、個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとることを要求している。また、一般国際法及び特定の人権規約のもと、国家は、権利の侵害を防止するために相当の注意をもって行動すること、又は、暴力行為を調査し、刑罰を課すことを怠った場合には、私人による行為に対しても責任があり、補償を与える責任があるであろう。

条約の特定の条項に関するコメント

第2条及び第3条

10. 条約第2条及び第3条は、条約第5条から第16条に基づく特定の義務に加えて、あらゆる形態の差別を撤廃する包括的な義務を規定する。

第2条(f)、第5条及び第10条(c)

11. 女性が劣等である、又は定型化された役割を有するとみなす伝統的な態度は、家族による暴力及び虐待、強制結婚、持参金殺人、酸を使用した暴力、女性性器の切除といった暴力又は強制を伴う広く行きわたった慣行を永続化させる。かかる偏見及び慣行は、ジェンダーに基づく暴力を女性の保護又は統制の一形態として正当化させる危険性がある。女性の身体的及び精神的保全に対するかかる暴力は、女性の人権及び基本的自由の平等な享受、行使及び認識を奪う結果となる。このコメントは、主として、実際になされる暴力又は威嚇的な暴力に向けられるものであるが、これらの形態のジェンダーに基づく

暴力の根底に横たわる（構造的な）結果によって、女性の従属的な役割の維持が助長され、女性の政治参加の低水準、及び、女性の教育、技能及び労働機会の低水準につながる。

12. これらの態度は、また、ポルノグラフィの拡大による、及び、女性を個人としてではなくむしろ性的対象として描写する、又はその他商業において利用、搾取する一因となる。これが、次には、ジェンダーに基づく暴力の一因となる。

第 6 条

13. 締約国は、第 6 条によって、あらゆる形態の女性の売買及び女性の売春からの搾取を禁止するための措置をとることを要請されている。
14. 貧困及び失業は女性の売買の機会を増加させる。確立された売買の形態に加えて、セックス・ツアー、先進国における開発途上国出身のメイドの雇用、及び、開発途上国出身の女性と外国人の間の見合い結婚といった、新しい形態の性的搾取がある。これらの慣行は、女性による権利の平等な享受及び女性の権利と尊厳の尊重と両立しない。これらは、女性を暴力及び虐待の特別な危険にさらす。
15. 貧困及び失業は、若年女性を含む多くの女性に売春を余儀なくさせる。売春婦は特に暴力を受けやすい。なぜなら、その身分は非合法である可能性があり、そのため彼女たちは社会的に阻害される傾向にあるからである。彼女たちは、レイプ及びその他の形態の暴力に対して平等な法の保護を必要とする。
16. 戦争、武力紛争、領土の占領は、多くの場合、売春、女性の売買及び女性に対する性的暴行の増加をもたらす。これらに対して、特別な保護措置及び刑罰措置が要請される。

第 11 条

17. 女性が、職場におけるセクシュアル・ハラスメントのようなジェンダー特有の暴力を受けた場合、雇用における平等は著しく害される。
18. セクシュアル・ハラスメントは、身体の接触及び接近、性的意味合いをもった発言、ポルノの表示及び性的要求（言葉であるか行為であるかを問わない）といった歓迎されない性的行動を含む。かかる行為は、屈辱的でありえ、安全衛生の問題となる可能性がある。かかる行為に異議を唱えることが、採用又は昇進を含む雇用関係において不利益となると当該女性が信じる合理的理由がある場合、もしくは、敵対する労働環境を創出する場合には、かかる行為は差別となる。

第 12 条

19. 締約国は、第 12 条によって、保健サービスを楽しむ平等な機会を確保するための措置をとることを要請されている。女性に対する暴力は、健康及び生命を危険にさらす。
20. 一部の諸国では、女性と子供の健康に有害な伝統的慣行が、文化及び伝統によって、依然存続している。これらの慣行は、妊娠中の女性に対する食事制限、男児の優先、及び女性性器の切除を含む。

第 14 条

21. 農村の女性は、多くの農村地域において存続する女性の従属的役割に関する伝統的態度的ために、ジェンダーに基づく暴力の危険にさらされている。農村地域出身の少女は、都市に雇用を求めて農村を離れる場合、特に、暴力及び性的搾取の危険にさらされる。

第 16 条 (及び第 5 条)

22. 強制的な不妊手術又は中絶は、女性の身体的及び精神的健康に悪影響を及ぼし、子の数及び出産の間隔を選択する女性の権利を侵害する。
23. 家族による暴力は、最も表面化されない形態の女性に対する暴力のひとつである。それは、すべての社会において広くなされている。家族関係の中で、すべての年齢の女性は、あらゆる種類の暴力を受けている (殴打、レイプ、その他の形態の性的暴行、伝統的態度によって永続化された精神的及びその他の形態の暴力を含む)。経済的独立の欠如のため、多くの女性が、暴力的関係の中に留まることを余儀なくされている。男性による家庭責任の放棄は、暴力及び強制の一形態となりうる。これらの形態の暴力は、女性の健康を危険にさらし、平等を基礎として、家族生活及び公的活動に参加する女性の能力を害する。

特定の勧告

24. これらのコメントにかんがみて、女子差別撤廃委員会は、次のことを勧告する。
- (a) 締約国は、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力 (公的行為であるか私的行為であるかを問わない) を撲滅するために、適切かつ効果的な措置をとるべきである。
 - (b) 締約国は、家族による暴力及び虐待、レイプ、性的暴行及びその他のジェンダーに基づく暴力に対する法律が、すべての女性に適切な保護を与え、女性の保全と尊厳を尊重するように確保するべきである。適切な保護的及び支援的サービスが犠牲者に対して与えられるべきである。裁判官、法執行官及びその他の公務員に対するジェンダーに配慮した研修が、条約の効果的な実施のために不可欠である。
 - (c) 締約国は、暴力の範囲、原因及び影響、並びに、暴力を防止し、対処するための措置の有効性に関する統計及び研究の収集を奨励するべきである。
 - (d) メディアが、女性を尊重し、女性の尊重を促進するように確保するための効果的措置がとられるべきである。
 - (e) 締約国は、報告において、女性に対する暴力を永続化させる態度、慣習及び慣行の性質及び範囲、並びに、その結果として、いかなる種類の暴力が生じるかを明らかにすべきである。締約国は、暴力を撲滅するために着手した措置及びこれらの措置の効果を報告すべきである。
 - (f) これらの態度及び慣行を撲滅するために、効果的な措置がとられるべきである。締約国は、女性の平等を妨げる偏見の撤廃を促進する教育及び広報プログラムを導入するべきである (一般勧告第 3 号、1987 年) 。
 - (g) 特別な防止措置及び刑罰措置が、売買及び性的搾取を撤廃するために必要である。
 - (h) 締約国は、報告において、これらの問題の範囲、及び、売春に従事した女性又は売買及びその他の形態の性的搾取を受けた女性を保護するためにとられた措置 (刑罰規定、防止及び社会復帰措置を含む) について説明するべきである。これらの措置の有効性についても報告するべきである。
 - (i) 効果的な申立て手続及び救済措置 (補償を含む) が与えられるべきである。
 - (j) 締約国は、報告に、セクシュアル・ハラスメントについての情報、並びにセクシュア

- ル・ハラスメント及び職場におけるその他の形態の暴力又は強制から女性を保護するための措置についての情報を含めるべきである。
- (k) 締約国は、家族による暴力、レイプ、性的暴行及びその他の形態のジェンダーに基づく暴力の被害者のためのサービスを確立又は支援するべきである（避難所、特別に訓練された保健従事者、リハビリテーション及びカウンセリングを含む）。
 - (l) 締約国は、かかる慣行を撲滅するための措置をとるべきであり、健康問題に関して報告する場合、女性性器の切除に関する委員会の勧告（一般勧告第 14 号）を考慮すべきである。
 - (m) 締約国は、生殖能力及び生殖に関する強制を防止するための措置がとられるように確保すべきである。また、女性が、避妊に関する適切なサービスの欠如のために非合法的な中絶といった安全でない医療処置を求めることを余儀なくされることのないように確保するための措置がとられるように確保すべきである。
 - (n) 締約国は、その報告において、これらの問題の範囲を述べ、とられた措置及びその効果を示すべきである。
 - (o) 締約国は、農村の女性が暴力の被害者のためのサービスを利用できるように確保し、必要な場合には、孤立した地域に特別なサービスが提供されるよう確保するべきである。
 - (p) 暴力から彼女たちを保護するための措置は、訓練及び雇用の機会並びに国内労働者の雇用条件の監視を含むべきである。
 - (q) 締約国は、農村女性がさらされる危険、彼女たちが受ける暴力及び虐待の範囲及び性質、支援及びその他のサービスに対する彼女たちのニーズ及びそれを楽しむ機会、並びに、暴力を撤廃するための措置の有効性に関して報告すべきである。
 - (r) 家族による暴力を撤廃するために必要な措置は次のものを含む。
 - () 家庭内暴力事件における民事救済、及び、必要な場合には、刑事罰
 - () 家族の一員である女性に対する暴行又は殺人に関して、名誉のためであるという抗弁を排除するための立法
 - () 家族による暴力の犠牲者の安全を確保するためのサービス（避難所、カウンセリング及びリハビリテーション・プログラムを含む）
 - () 家庭内暴力を犯した者のための社会復帰プログラム
 - () 近親相姦又は性的虐待が行われた場合の家族に対する支援サービス
 - (s) 締約国は、家庭内暴力及び性的虐待の範囲、並びにそのためにとられた防止的、刑罰的及び救済的措置について報告するべきである。
 - (t) 締約国は、ジェンダーに基づく暴力に対して、女性に効果的な保護を与えるために必要なすべての立法及びその他の措置をとるべきである。とりわけ、
 - () あらゆる形態の暴力（とりわけ、家庭における暴力及び虐待、職場における性的暴行及びセクシュアル・ハラスメントを含む）から、女性を保護するための効果的な立法措置（刑事的制裁、民事的救済及び補償の付与を含む）。
 - () 防止措置（男女の役割及び地位に関する態度を改めさせるための広報及び教育プログラムを含む）。
 - () 保護措置（暴力の犠牲者又は暴力の危険にさらされている女性のための避難所、カウンセリング、リハビリテーション及び支援サービスを含む）。
 - (u) 締約国は、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力について報告し、かかる報告には、各形態の暴力の発生率について、及び、犠牲者である女性に対するかかる暴力の影響についての入手可能なすべてのデータを含めるべきである。
 - (v) 締約国の報告は、女性に対する暴力を撲滅するためにとられた立法的、防止的及び保護的措置、並びにかかる措置の有効性についての情報を含むべきである。

一般勧告第 20 号 条約に対する留保（第 11 回会期、1992 年）

1. 委員会は、一般勧告第 4 号において歓迎された条約第 28 条 2 に関する条約に対する留保についての第 4 回締約国会議の決定を想起した。
2. 委員会は、1993 年の世界人権会議の準備に関連して、締約国に対し次のことを勧告した。
 - (a) 他の人権条約に対する留保に関連して、女子差別撤廃条約に対する留保の有効性及び法的効果の問題を提起すること。
 - (b) すべての人権条約の実施を強化するために、かかる留保について再考すること。
 - (c) 他の人権条約の留保に関する手続に匹敵する手続を女子差別撤廃条約に対する留保にも導入することを考慮すること。

一般勧告第 21 号 婚姻及び家族関係における平等（第 13 回会期、1994 年）

1. 女子差別撤廃条約（総会決議 34/180、付属文書）は、社会及び家族における男女に対する人権の平等を確認するものである。女子差別撤廃条約は、人権に関する国際条約のなかでも重要な位置を占めている。
2. 他の条約及び宣言もまた、家族及び家族における女性の地位を極めて重視している。これらには、世界人権宣言（総会決議 217/A()）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（決議 2200A(XXI)、付属文書）、既婚婦人の国籍に関する条約（決議 1040(XI)、付属文書）、婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約（決議 1763A(XVII)、付属文書）、同条約に関する勧告（決議 2018(XX)）、及び女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略（注 『国連婦人の 10 年：平等、発展、平和』の見直しと評価のための世界会議(ナイロビ、1985 年 7 月 15 日-26 日)報告書(国連出版物、販売番号 No. E. 85. . 10.) 第 章、セクション A）が含まれる。
3. 女子差別撤廃条約は、上記の条約及び宣言においてすでに包含されていた女性の奪い得ない権利を想起し、さらに一步すすめて、男女の思考及び態度の形成における文化及び伝統の重要性、並びに女性の基本的権利の行使を制約する上で文化及び伝統が果たす重要な役割を認めている。

背景

4. 1994 年は、総会によりその決議 44/82 において、国際家族年とすることが定められた。女子差別撤廃委員会は、実施される各国の記念行事を支援し、推進する措置のひとつとして、この機会を利用して、家族において女性の基本的権利を遵守することの重要性を強調したいと考える。
5. このように国際家族年を位置づけることとし、委員会は、家族における女性の地位にとってとりわけ重要な条約の 3 つの条文を分析したいと考える。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

コメント

6. 国籍は社会への完全な参加にとって不可欠である。国家は、通常その国で出生した者に対して国籍を付与する。国籍は、定性により取得され得るし、無国籍であることなどの人道的理由によっても付与され得る。国民もしくは市民としての地位なくしては、女性は投票しもしくは公職に立候補する権利を奪われ、また公的給付へのアクセス及び居所の選択を享受できないかもしれない。国籍は、成年の女性により変更可能とされるべきであり、また、婚姻もしくは婚姻の解消により、あるいは女性の夫又は父親の国籍の変更により、恣意的に奪われることがあってはならない。

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

コメント

7. 女性が契約をまったく締結できず、又は信用供与を享受する機会を与えられず、あるいはその夫もしくは男性の親族による同意もしくは保証をもってしかそうすることができないときには、女性は法的な自立を否定される。かかる制限は、女性が単独の所有者として財産を保有することを妨げ、また、女性が自己の事業を法的に運営すること又は他のいかなる形式の契約を締結することも妨げるものである。かかる制限により、自己及びその被扶養者を扶養する女性の能力は重大な制約を受ける。
8. 国によっては、訴訟を提起する女性の権利は、法により、又は法的助言への女性のアクセス及び裁判所に救済を求める女性の能力により、制限されている。証人としての女性の地位もしくは女性の証言が、男性と比べて尊重されずもしくは重みをもたないとされている国もある。そのような法もしくは慣習は、財産に対する平等の持分を効果的に追求もしくは維持する女性の権利を制限し、また共同体における独立し責任ある貴重な構成員としての女性の地位を減じるものである。女性の法的能力をその法により制限し、又は個人もしくは制度が制限することを認める国においては、女性はその権利が男性と同一であることを否定され、自己及びその被扶養者を扶養する女性の能力は制限されて

いる。

9. 住所（domicile）は、人が居住する意志を有し、かつその管轄権に従う国のことを意味する英米法系諸国の概念である。住所は、子が出生によりその親を通じて取得するものであるが、成年については、通常居住しており、かつ永続的に居住する意志を有する国を意味する。国籍の場合と同じく、締約国の報告を検討すると、女性は、必ずしも常に、法において自己の住所を選択することが認められていないことが明らかである。国籍と同様に、住所は、婚姻をしているかいないかを問わず、成年の女性により任意に変更が可能でなければならない。男性と平等に住所を選択する女性の権利に対する制約は、女性が自分の住む国において裁判所へアクセスすることを制限し、又は、自由にかつ自己の権利においてある国に出入することを妨げるかもしれない。
10. 一時的に他国に住んで働く移住女性は、その配偶者、パートナーもしくは子と再統合する、男性と同一の権利を認められるべきである。

第 16 条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

コメント

公的及び私的生活

11. 歴史を通じて、公的生活と私的生活における人間の活動は区別されて考えられ、そのように規定されてきた。あらゆる社会において、伝統的に、私的もしくは家庭という領域でその役割をはたしてきた女性は、長い間その活動を劣ったものとして扱われてきた。
12. そのような活動は社会の存続のために価値あるものであるから、これらに異なりかつ差別を含む法もしくは慣習が適用されることについて正当化する事由はありえない。締約国の報告は、法律上の平等がない国がいまなお存在することを明らかにしている。そのために、女性は資源への平等なアクセスをもつことを妨げられ、また家族及び社会における平等な地位を享有することを阻止されている。法律上の平等が存在しても、あらゆる

る社会において、女性は、劣ったものとされる異なる役割を与えられている。このように、条約のとりわけ第 16 条、さらに第 2 条、第 5 条及び第 24 条に含まれる正義及び平等の原則は侵害されている。

家族の諸形態

13. 家族の形態及び概念は、国によって、さらにひとつの国のなかでも地域によって、異なり得る。家族がいかなる形態をとるものであれ、また国家において法制度、宗教、慣習もしくは伝統がいかなるものであれ、法においてもまた私的にも、家族における女性の扱いは、条約第 2 条が求めるように、すべての人に対する平等及び正義の原則に一致するものでなければならない。

複婚

14. 締約国の報告により、多数の国で複婚が行なわれていることも明らかになった。複婚は女性の男性と同一の権利を侵害し、女性とその被扶養者に重大な感情的及び経済的影響を及ぼし得るものであり、かかる婚姻は阻止及び禁止されるべきである。委員会は、その憲法において平等の権利を保障するいくつかの締約国が、人に関する法又は慣習法に従い複婚を認めていることを懸念する。このことは、女性の憲法上の権利を侵害し、かつ条約第 5 条 (a) に違反するものである。

第 16 条 1 (a) 及び (b)

15. 大半の国は、国家の憲法及び法が条約を遵守していると報告している一方で、慣習及び伝統により、また法が現実には施行されていないことにより、条約に違反している。
16. 配偶者を選択し及び自由に婚姻をする女性の権利は、女性の人生にとって、また人間としての女性の尊厳及び平等にとって、重要である。締約国の報告を検討すると、特定の集団における慣習、宗教的信仰もしくは種族的出身に基づいて、婚姻もしくは再婚の強制を認めている国が存在することが明らかである。また、金銭の支払いや昇進のために女性の婚姻を取り決めることを認めている国もあれば、貧困のために財政的保障を求めて女性が外国人との婚姻を余儀なくされている国もある。たとえば女性の若年もしくは相手方との血族関係に基づく場合などの合理的な制限をのぞき、いつ婚姻するか、婚姻するかどうか、及び誰と婚姻するかを選択する女性の権利は、法において保護されかつ実行されるべきである。

第 16 条 1 (c)

17. 締約国の報告の検討によって明らかにされたのは、多くの国が、その法制度において、条約に規定される原則を遵守するよりも、判例法上の原則、宗教法もしくは慣習法の適用に依拠することにより、婚姻当事者の権利及び責任について規定していることである。婚姻に関する法及び慣行の相違により、婚姻における平等な地位及び責任に対する女性の権利は常に制限され、広範な影響が女性に及ぶ。かかる制約の結果として、夫は世帯主及び主たる決定権者としてしばしば扱われることになり、従って条約の規定に違反するものとなる。
18. さらに、一般的に事実上の婚姻は法的保護をまったく受けられない。そのような関係において生活する女性は、法の保護のもとで、家族生活においても、また収入及び資産の

分配においても、男性と平等の地位を有するべきである。かかる女性は、被扶養者の子もしくは家族構成員の養護及び養育に関して平等の権利及び責任を付与されるべきである。

第 16 条 1 (d) 及び (f)

19. 条約第 5 条 (b) に規定されるように、ほとんどの国は、子の養護、保護及び扶養のいずれにおいても、親の共同責任を認めている。「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」という原則は、児童の権利条約 (総会決議 44/25、付属文書) に包含され、現在では世界的に承認されていると思われる。しかし、実際には、とりわけ両親が婚姻していない場合において、子の両親に平等の地位を付与するという原則を遵守していない国もある。かかる結合のもとに出生する子は、嫡出子と同一の地位を必ずしも常に享有するわけではなく、また母親が離婚もしくは別居する場合には、多くの父親が子の養護、保護及び扶養において責任を分担していない。
20. 条約に規定される権利及び責任の分担は、後見及び養子縁組という法的概念を通じて、法においてかつ適切なものとして実行されるべきである。締約国は、その法により、婚姻をしているかいないかを問わず、及びその子と同居しているか否かを問わず、両親がその子に対する権利及び責任を平等に分担するように確保すべきである。

第 16 条 1 (e)

21. 子を産み育てるという女性の責任は、教育、雇用及びその他の個人的発展に関する活動を享受する機会に対する女性の権利に影響を与える。かかる責任はまた、労働に関する不平等な負担を女性に課す。子の数及び出産の間隔も女性の生活に同様の影響を与え、また子の身体的及び精神的健康とともに、女性の身体的及び精神的健康に影響する。このような理由により、女性は子の数及び出産の間隔に関して決定する権利を有する。
22. いくつかの報告により、強いられた妊娠、中絶もしくは不妊手術などの強制的な慣行が、女性に対して重大な結果を及ぼすことが明らかにされている。子を持つか持たないかという決定は、配偶者もしくはパートナーと相談の上なされる方が好ましいけれども、配偶者、親、パートナーもしくは国家により制限されるべきではない。安全で信頼できる避妊措置について十分に情報を得た上で決定するために、女性は、条約第 10 条 (h) に規定されるように、避妊措置とその利用に関する情報を得、性教育及び家族計画サービスを享受する機会を保障されなければならない。
23. 生殖に関する任意の規制のための適切な措置が自由に利用できることにより、家族の構成員すべての健康、発展及び福祉が向上するという一般的な合意が存在する。さらに、かかるサービスは、国民の生活及び健康の質全般を改善し、また人口増大の任意の規制は、環境を保全し、持続可能な経済的及び社会的開発を達成することに役立つ。

第 16 条 1 (g)

24. 安定した家族とは、各構成委員の平等、正義及び自己実現の原則に基礎づけられる家族である。従って各パートナーは、条約第 11 条 (a) 及び (c) に規定されるように、自己の能力、資格及び意欲に最もふさわしい職業もしくは雇用を選択する権利を有さなければならない。さらに各パートナーは、共同体における個性及びアイデンティティーを保持し、社会の他の構成員と自己を区別するために、自己の姓を選択する権利を有す

るべきである。法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はこれらの権利を否定されている。

第 16 条 1 (h)

25. 本条項に規定されている権利は、契約を締結し及び財産を管理する平等の権利を女性に付与することを締約国に義務づける第 15 条 2 に包含されている権利と重複かつ補完しあうものである。
26. 第 15 条 1 は、女性に対し法の前の男性との平等を保障する。財産を所有、管理、利用及び処分する権利は、経済的自立を享有する女性の権利にとって重要であり、多くの国では、生計をたてかつ自身とその家族のために適切な住居と食事を提供する女性の能力にとって不可欠である。
27. 農業改革又は異なる種族集団の間で土地の再配分のプログラムを実施している国では、再配分された土地の持分に関する女性の男性と同一の権利は、婚姻をしているかいないかを問わず、慎重に遵守されなければならない。
28. 大半の国では、相当数の単身の女性もしくは離婚した女性がおり、その多くが家族を扶養する責任を単独で負っている。男性のみがその家族である女性や子供を扶養する責任を負い、男性はこの責任を立派に履行できまた履行するであろうという前提に立脚する財産分割における差別は、明らかに現実的ではない。その結果として、婚姻もしくは事実上の関係の解消、又は親族の死亡に際して、より多くの財産の持分に対する権利を男性に認める法又は慣習は差別的であり、さらに、夫と離婚し、自身もしくはその家族を扶養し、及び独立した人格として尊厳をもって生きるという女性の実際の能力に重大な影響を及ぼすだろう。
29. これらのすべての権利が、女性が婚姻をしているかいないかを問わず、保障されるべきである。

夫婦財産

30. 婚姻もしくは事実上の関係が継続する間及びその解消のときに、財産について平等の持分を所有する女性の権利を認めていない国がある。多くの国ではかかる権利を認めているが、権利を行使する女性の実際の能力は、法的先例もしくは慣習により制限されている。
31. これら法的権利が女性に帰属し、及び裁判所が権利を強行する場合であっても、婚姻中もしくは離婚の際に女性が所有する財産は、男性により管理されていることがある。夫婦共有財産制をとる国を含む多くの国で、婚姻もしくは事実上の関係の継続中に当事者が所有する財産が売却もしくはその他の方法で処分されるときには、女性に相談すべきとする法的要件はない。このことにより、財産もしくは財産から生じる収入の処分について管理する女性の能力は制限される。
32. 国によっては、夫婦財産の分割に際して、婚姻中に取得した財産に対する経済的寄与に相当の重点がおかれ、また、育児、高齢の親族の介護及び家事義務の履行などのその他の寄与が軽んじられている。多くの場合、非経済的性格をもつこれらの妻による寄与によって、夫は、収入を得て資産を増やすことが可能となる。経済的寄与及び非経済的寄

与は同じく重要であると考えられるべきである。

33. 多くの国で、事実上の関係の継続中に蓄積された財産は、法律上、婚姻中に取得された財産と同じには扱われない。関係が解消されるときには、女性は、常にそのパートナーよりも相当に少ない持分を得ることしかできない。このように、子の有無にかかわらず、既婚もしくは未婚の女性を差別する財産法及び慣習は、廃止されかつ抑止されなければならない。

相続

34. 締約国の報告は、本条約及び国連経済社会理事会決議 884D (XXXIV) に規定されるように、女性の地位に影響を与えるような相続法に関する法的もしくは慣習上の規定についての言及を含むべきである。同決議において、経済社会理事会は、被相続人と同程度の関係にある男女に、遺産に対する平等の持分及び相続順位における平等のランクに対する権利を付与するように確保することを締約国に要請している。同規定は一般に実施されていない。
35. 相続と財産に関する法及び慣行により、女性に対する重大な差別が行われている国は多い。このような不公平な扱いにより、女性は、夫もしくは父親の死亡に際し、その財産について鰥夫や息子よりも少ない持分しか取得できないことになる。女性には制限かつ規制された権利しか与えられず、被相続人の財産からの収入のみが取得され得るにすぎない場合もある。寡婦の相続権は、婚姻中に取得された財産に関する平等の所有権という原則をしばしば反映していない。かかる規定は条約に違反するものであり、廃止されるべきである。

第 16 条 2

36. 1993 年 6 月 14 日から 25 日までウィーンで開催された世界人権会議により採択されたウィーン宣言及び行動計画（注 A/CONF.157/24(Part I), chap. ）において、少女を差別し害を与える現行の法及び規制を廃止し、かつ慣習及び慣行を廃棄することが各国に要請されている。条約第 16 条 2 及び児童の権利条約の規定は、締約国が成年に達していない者の間の婚姻を承認もしくは有効とすることを禁じている。児童の権利条約の文脈において、「児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」この定義にもかかわらず、ウィーン宣言の規定を考慮して、委員会は、婚姻最低年齢は男女ともに 18 歳とすべきであると考え、婚姻が締結されるとき、男女は重要な責任を引き受ける。従って、男女が完全な成熟度及び行為能力を取得するまで、婚姻は認められるべきではない。世界保健機関によれば、未成年者、特に少女が婚姻し子を持つことは、その健康に悪影響を及ぼし、教育は妨げられる。その結果として、女性の経済的自立が制限される。
37. このことは、女性の人格に影響を与えるばかりではなく、女性の技術の発展及び自立を制限し、雇用へのアクセスが困難になる。それにより、女性の家族及び共同体に悪影響を及ぼす。
38. 女性と男性の間で異なる婚姻最低年齢を設定する国がある。かかる規定は、女性の知的発達の度合いが男性とは異なり、もしくは、婚姻に際して女性の身体的及び知的発達の段階は無関係であるという誤った前提にたつものであるから、廃止されるべきである。国によっては、少女の婚約もしくは少女に代わり家族構成員が婚姻を保証することが行

なわれている。かかる措置は条約ばかりでなく、自由に配偶者を選択する女性の権利に反する。

39. 締約国は、民事上締結されるか、又は慣習もしくは宗教法にしたがい締結されるかを問わず、すべての婚姻の登録を要求すべきである。これにより、締約国は、条約の遵守を確保し、また、配偶者間の平等、婚姻最低年齢、複婚もしくは重婚の防止、及び子の権利の保護を確立することができる。

勧告

女性に対する暴力

40. 家族生活における女性の立場を考慮するに当たり、委員会は、女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号(第 11 回会期)(注 第 47 回総会の公式記録、補足 38 号(A/47/38)、第 4 章)の規定が、男性との平等を基礎として権利及び自由を享有する女性の能力にとってきわめて重要であることを強調したいと考える。締約国は、公的生活及び家族生活において、個人としての女性の権利及び自由を著しく妨げるジェンダーに基づく暴力から女性が解放されることを確保するために、同勧告を遵守するよう求められる。

留保

41. 委員会は、条約の遵守はとりわけ文化、宗教的信仰又はその国の経済もしくは政治情勢に基づく一般的な家族観と相容れないと主張して、第 16 条の全部もしくは一部について留保を行なっている締約国の数に、特に第 2 条についても留保している場合に、驚愕の念をもって注目した。
42. これらの国の多くは、父親、夫もしくは息子を有利な地位におく家父長的体制を信奉している。原理主義もしくはその他の急進的見解により、又は経済的困難により、古い価値観及び伝統への回帰が奨励されている国では、家族における女性の立場は著しく損なわれている。現代社会においては、その経済的発展及び共同体全体の幸福は、ジェンダーにかかわらずあらゆる成年者が平等に参加することにかかっているということが認識されている国では、これらのタブー及び反動的もしくは急進的思想は徐々に抑止されている。
43. とりわけ第 2 条、第 3 条及び第 24 条に従い、委員会は、すべての締約国に対し、家族における女性の不平等という考えを断固として抑止することにより、特に条約第 9 条、第 15 条及び第 16 条に対するその留保を各国が撤回する段階へと漸進的に進展することを求める。
44. 締約国は、法により、宗教的もしくは私法により、又は慣習により認められている男女の不平等という考えを断固として抑止し、特に第 16 条に対する留保が撤回される段階へと進展しなければならない。
45. 委員会は、第 1 次報告及びその後の定期報告の検討に基づき、留保なしに条約の批准もしくは加入を行なったいくつかの締約国において、一定の法、特に家族を扱う法が実際には条約の規定を遵守していないことに留意した。
46. それらの法には、規範、慣習及び社会的・文化的偏見に基づいて女性を差別する多くの

措置が含まれている。これらの締約国は、このような条項に関するその特別な状況のために、委員会が女性の地位を評価し及び理解することを困難にしている。

47. 委員会は、とりわけ条約第 1 条及び第 2 条に基づき、これらの締約国に対し、諸問題に関する事実上の状況を検討し、女性に差別的な規定をいまなお含む国内法に求められる措置を導入するために、必要な努力をすることを要請する。

報告

48. 本一般勧告におけるコメントを手がかりに、締約国は、その報告において、次のことを行なうべきである。
- (a) 条約に対するあらゆる留保、とりわけ第 16 条に対する留保の撤回に向けたその国の進展において達成された段階を示すこと。
 - (b) 国内法が第 9 条、第 15 条及び第 16 条の原則を遵守しているかどうか、及び宗教法、私法又は慣習により、法もしくは条約の遵守が妨げられている場合を提示すること。

立法

49. 締約国は、条約の遵守、とりわけ第 9 条、第 15 条及び第 16 条の遵守に必要な場合には、法律を制定し、施行すべきである。

条約遵守の奨励

50. 本一般勧告におけるコメントを手がかりに、また第 2 条、第 3 条及び第 24 条に求められているように、締約国は、とりわけ宗教法、私法又は慣習が条約の原則に抵触する場合には、それらの原則の完全な遵守を奨励するための措置を導入すべきである。

一般勧告第 22 号 条約第 20 条の改正（第 14 回会期、1995 年）

女子差別撤廃委員会は、

女子差別撤廃条約締約国が、総会の要請によって、条約第 20 条の改正を検討するために 1995 年中に会合することに留意し、

委員会の業務の効率化を図り、締約国の報告を検討する上で生じる望ましくない残務の山積を防止するという、同委員会第 10 回会期における決定を想起し、

条約は、最大数の締約国が批准している国際人権文書のひとつであることを想起し、

条約の条項が、日常生活のすべての側面並びに社会及び国家のすべての領域における女性の基本的人権に取り組むものであることを考慮し、

付属文書 に示されているように、検討(審査)待ちの報告に加え、批准の増加に伴う委員会の労働負担を懸念し、

また、締約国の報告提出から検討がなされるまでの期間が長いため、結果として締約国は報告を最新のものとするために追加情報を提出する必要性が生じることを懸念し、

女子差別撤廃委員会は、条約によって会合期間が制限されている唯一の人権条約機構であり、付属文書 に示されているように、同委員会の会合期間はあらゆる人権条約機構の中で最短なものであることを留意し、

条約に記載されている会合の期間の制約は、委員会が条約に基づきその任務を効果的に遂行する上で深刻な障害となっていることに留意し、

以下のことを勧告する。

1. 締約国は、総会が決定するものを除き何ら厳密な制約なく、委員会が条約に基づきその任務を効果的に遂行するために必要な期間毎年会合できるように、委員会の会合期間に関して条約第 20 条の改正を前向きに検討すること。
2. また、総会は、改正プロセスの完了までの間、委員会が 1996 年においては例外的に 2 回会合を開くことを認めること。それぞれの会合の期間は 3 週間とし、各会合に先立ち作業グループの会合を開くこと。
3. さらに、締約国の会合は、委員会がその任務を遂行するに当たって直面する問題点について、委員会の議長から口頭で報告を受けること。
4. 事務総長は、締約国の会合において締約国に対し委員会の労働負担に関するすべての関連情報並びに他の人権条約体に関する比較情報を提供すること。

一般勧告第 23 号（第 16 回会期、1997 年）

第 7 条（政治的・公的活動）

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

背景

1. 女子差別撤廃条約は、女性の自国の公的活動への参加を特に重視している。条約の前文は、ひとつには、次の通り言明している。
「女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し」
2. 条約はさらに、前文において、女性の意思決定への参加の重要性を次の通り繰り返し述

べている。

「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し」

3. さらに、条約第 1 条において、「女子差別」という用語は、次のことを意味するものと解釈されている。
「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」
4. 他の条約、宣言及び国際的な分析も女性の公的活動への参加を大いに重視しており、平等の国際的基準の枠組みを定めている。これらには、世界人権宣言(注 総会決議 217A())、市民的及び政治的権利に関する国際規約(注 総会決議 2200A(XXI)、付属文書)、婦人の参政権に関する条約(注 総会決議 640())、ウィーン宣言(注 世界人権会議(ウィーン、1993 年 6 月 14 日-25 日)報告書(A/CONF.157/24(第 部)、第 章)、北京宣言のパラグラフ 13 及び行動綱領(注 第 4 回世界女性会議(北京、1995 年 9 月 4 日-15 日)報告書(A/CONF.177/20 及び Add.1)、第 章、決議 1、付属文書)、条約に基づく一般勧告第 5 号及び第 8 号 (注 第 43 回総会の公式記録、補足 38 号(A/43/38)、第 章を参照)、人権委員会によって採択された一般的コメント 25(注 CCPR/C/21/Rev.1/Add.7、1996 年 8 月 27 日)、意思決定過程への男女の均衡のとれた参画に関する欧州連合理事会によって採択された勧告(注 96/694/EC、ブリュッセル、1996 年 12 月 2 日)、欧州委員会の「政治的意思決定においていかにジェンダー・バランスを生み出すか」(注 欧州委員会文書 V/1206/96-EN(1996 年 3 月))が含まれる。
5. 条約第 7 条は、締約国に対し、政治的及び公的活動における女性に対する差別を撤廃し、女性が政治的及び公的活動において男性との平等を享有することを確保するための措置を講じることを義務づけている。第 7 条に定められている義務は、公的及び政治的活動のあらゆる分野に及ぶものであり、サブパラグラフ (a) (b) 及び (c) に定められている分野に限定されるものではない。一国の政治的及び公的活動とは、広範囲に及ぶ概念である。それは、政治的権限の行使、とりわけ立法権、司法権、及び行政権の行使を言う。この用語は、公共行政のあらゆる側面並びに国際、国、地域及び地方レベルにおける政策の策定及び実施を含む。この概念はまた、公共の委員会や地方自治体の議会、並びに政党、労働組合、職業又は業界団体、女性団体、地域で活動する市民団体及びその他公的及び政治的活動に関連する組織などの諸団体の活動をはじめとする市民社会の数多くの側面を含む。
6. 条約は、この平等は、実効あるものとなるために、世界人権宣言の第 21 条や市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 25 条などの国際人権文書に規定されているように、普通選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙される権利をすべての市民が享受する政治制度の枠組みにおいて、達成されなければならない、としている。
7. 条約が公的活動及び意思決定における機会の平等と参加の重要性を重視していることから、委員会は、条約第 7 条を検討し、締約国に対して、自国の法律及び政策を見直す上で、また条約に従い報告を行う上で、以下に述べるコメント及び勧告を考慮すべきであることを提案した。

コメント

8. 人間の活動の公的及び私的領域は常に明確に区別されて考えられ、それに応じて規定されてきた。常に、女性は、生殖や育児に関連する私的又は家庭内の領域を割り当てられ、すべての社会において、これらの活動は劣っているものとして扱われてきた。それとは対照的に、公的活動は、尊敬され、尊重され、私的及び家庭内の領域外のさまざまな活動に及んでいる。歴史的に、男性が、公的活動を支配するとともに、権限を行使して私的領域内に女性を閉じこめ、従属させてきた。
9. 家庭及び社会を維持する上で女性が果たす中心的役割、及び開発への女性の貢献にもかかわらず、女性は、女性の日常生活の形態及び社会の将来を決定する政治的活動及び意思決定プロセスから排除されてきた。とりわけ危機の時代において、この排除は、女性の意見を抑圧し、女性の貢献や経験を目に見えないものにした。
10. すべての国において、公的活動に参加する女性の能力を阻害するもっとも重大な要因となっているのは、価値観の文化的枠組みと宗教的信条、サービスの欠如、そして家事及び子どもの養育に関連する仕事を男性が分担していないことである。すべての国において、文化的伝統と宗教的信条が、女性を私的活動領域に閉じこめ、公的活動への積極的参加から女性を排除する役割を果たしてきた。
11. 家事労働の負担の一部から女性を解放することによって、女性は自分のコミュニティの生活に一層完全に携わることができるようになるだろう。女性の男性への経済的依存は、多くの場合、女性が重要な政治的決定を行い、公的活動に積極的に参加するのを妨げている。女性の二重の労働負担と経済的依存性は、公的及び政治的活動の長時間にわたる又は柔軟性のない労働時間と相まって、女性がより活動的になるのを妨げている。
12. メディアにより作られるものを含めた固定観念化は、政治的活動において女性を環境、児童、保健といった問題に限定し、財務、予算管理、紛争解決の責任から排除する。政治家が輩出される職業に従事する女性が少ないことは、もうひとつの障害を生み出しうる。女性指導者が政権に就く諸国では、それは自力で当選したというよりは、父親、夫あるいは男性親族の影響力の結果である傾向にある。

政治制度

13. 男女平等の原則は、大半の国の憲法及び法律並びにあらゆる国際的文書において確約されている。それにもかかわらず、この 50 年間、女性は平等を達成しておらず、女性の不平等は、公的及び政治的活動への女性の参加が低い水準に留まっていることによって強化されてきた。男性だけによって策定された政策や行われた決定は、人間の経験や潜在能力の一部しか反映していない。公正で有効な社会を組織するためには、すべての社会のメンバーを包含し、その参加を得ることが必要である。
14. 政治制度で、これまでに女性に完全で平等な参加の権利と利益の両方を付与したものはない。民主制度は政治的活動に關与する女性の機会を改善したものの、女性が引き続き直面する数多くの経済的、社会的及び文化的障害が、女性の参加を著しく制約している。歴史的に安定している民主主義国でさえ、人口の半分を占める女性の意見及び利益を完全にかつ平等には統合できないでいる。女性が公的活動や意思決定から排除されている社会は、民主主義とは言えない。民主主義の概念は、政治的意思決定が男女で分担され、男女双方の利益を平等に考慮して初めて、真のダイナミックな意義と永続的な効果を持つ

つものとなる。締約国の報告を検討すると、公的活動及び意思決定への女性の完全で平等な参加があるところでは、女性の権利と条約遵守の実施が増進することが明らかである。

暫定的な特別措置

15. 法律上の障害の排除は必要であるが、それだけでは十分ではない。女性の完全で平等な参加を達成できないのは、意図したものではなく、男性を故意ではなく昇進させる時代遅れの慣行や手続の結果であり得る。条約は、第4条の下で、第7条及び第8条を完全実施するために暫定的な特別措置の活用を奨励している。参加の平等を達成しようと、有効な暫定的戦略を策定した国においては、女性候補者の採用、資金援助及び訓練、選挙手続の改正、平等な参加を目指したキャンペーンの展開、数値目標や割当数の設定、及びすべての社会の日常生活において不可欠な役割を果たす司法又はその他職業専門家グループなどの公職への任命に女性を対象とすることなど、さまざまな措置が実施されている。社会の公的活動への男女双方の平等な参加を促すために障害を正式に排除し、暫定的な特別措置を導入することは、政治的活動における真の平等を達成する上で必要不可欠な前提条件である。しかしながら、何世紀にも及ぶ公的領域の男性支配を克服するためには、女性は、完全で有効な参加を達成するための社会のあらゆるセクターからの奨励と支援も必要としており、この奨励は、条約締約国ばかりでなく、政党並びに政府高官の主導で行われなければならない。締約国には、暫定的な特別措置が平等の原則を支援することを明確に意図したものであることを確保し、従ってすべての市民に平等を保障する憲法の原則を遵守する義務がある。

要約

16. 北京行動綱領(注 第4回世界女性会議(北京、1995年9月4日-15日)報告書(A/CONF.177/20及びAdd.1)、第4章、決議1、付属文書)において強調された重大問題は、女性の政治及び公的活動への参加の現状に対しての、法律上と事実上の格差、あるいは権利である。女性の参加が(一般に「クリティカル・マス(決定的多数)」と言われる)30%から35%に達すると、政治手法及び決定の内容に真の影響が及ぼされ、政治的活動は再活性化されることが、研究によって論証されている。
17. 公的活動への広範囲にわたる代表の参加を実現するためには、女性は、政治的及び経済的権限の行使において完全な平等を享有しなければならない。女性は、男女平等、開発及び平和達成の目標に貢献できるように、国内及び国際的に、あらゆるレベルにおいて、意思決定に完全かつ平等に関与することが必要である。これらの目標が達成され、真の民主主義が保障されるためには、ジェンダーの視点が重要である。この理由から、女性を公的活動に参加させて女性の貢献を活用し、女性の利益が保護されることを保障し、人権の享受はジェンダーに関係なくすべての人民のものであることを保障することが不可欠である。女性の完全な参加は、女性のエンパワーメントのみならず、社会全体の進歩のためにも不可欠である。

投票する及び選挙される権利(第7条(a))

18. 条約は、締約国に対し、憲法又は法律において、女性が男性との平等を基礎としてあらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びに選挙される権利を享受することを確保するための適当な方策をとることを義務づけている。これらの権利は、法律上並びに事実上の両方において享受されなければならない。

19. 締約国の報告を検討すると、ほぼすべての締約国があらゆる選挙及び国民投票において投票する平等の権利を女性及び男性両方に付与する憲法又はその他法律規定を採用している一方で、多くの国において女性は引き続きこの権利を行使する上で困難を経験していることが明らかである。
20. これらの権利を阻む要因は次のことを含む。
- (a) 女性は、多くの場合、候補者についてや政党の政治綱領及び投票手続についての情報、政府や政党が提供できなかった情報へのアクセスが、男性に比べて少ない。女性の投票する権利の完全で平等な行使を阻んでいるその他の要因としては、女性の非識字、政治制度についてや政治的イニシアティブ及び政策が自分たちの生活に及ぼすであろう影響についての知識及び理解の不足などが挙げられる。選挙権によって与えられた権利、責任及び変革の機会を理解していないということは、女性が必ず投票のために登録されるとは限らないことを意味する。
 - (b) 女性の労働と財政的な二重負担は、女性が選挙運動に関心を持ち、投票権を行使する完全な自由を享有する時間又は機会を制限するであろう。
 - (c) 多くの国において、伝統と社会的及び文化的固定観念が女性の投票権の行使を妨げている。多くの男性が、説得や代理投票を含む直接的な行動によって女性の投票に影響を与えたり、管理している。かかる慣行はいかなるものも妨げなければならない。
 - (d) 一部諸国において女性のコミュニティにおける公的又は政治的活動への関与を妨げているその他の要因としては、移動の自由又は参加の権利に対する制約、女性の政治的参加に対する一般的な否定的態度、あるいは女性候補者に対する有権者の信頼又は支持の欠如などがある。加えて、一部の女性は、政治への関与に対し嫌悪感を持っており、政治運動への参加を避けている。
21. これらの要因は、全有権者の半分を代表する女性が政治的権限を行使しない、あるいは自分たちの利益を促進し又は政府を変革し、あるいは差別的政策を撤廃するための連合を結成しないというパラドックスの理由を、少なくとも部分的に説明するものである。
22. 投票制度、議席の配分、選挙区の選択はいずれも、議員に選出される女性の割合に重大な影響を及ぼす。政党は、平等の機会と民主主義の原則を受け入れ、男性と女性の候補者の均衡を図るよう努力しなければならない。
23. 女性の投票する権利の享受に対し、男性には適用されない又は女性に過大な影響を及ぼす制約や条件が課せられるようなことがあってはならない。例えば、投票する権利を特定の教育水準がある者、最低限の財産資格を保有する者、又は識字能力がある者に限定することは、人権の普遍的保障に違反するものであろう。またそれは、女性にとりわけ大きな影響を及ぼし、よって条約の規定に抵触するものと思われる。

政府の政策の策定に参加する権利 (第7条 (b))

24. 女性の政策レベルにおける政府への参加は、続いて低いままである。多大な進展が遂げられ、一部諸国では平等が達成されたにもかかわらず、多くの国では、女性の参加は実際のところ減少している。
25. 第7条 (b) はまた、締約国に対し、女性がすべてのセクター及びすべての段階において公共の政策の策定に完全に参加し、代表される権利を享受することを確保するよう要求している。これは、ジェンダーの問題の主流化を促進し、公共の政策の立案にジェンダーの視点を組み込むものとなる。

26. 締約国は、その責任が自らの管理下にある場合は、意思決定の上級職務に女性を任命し、かつ、当然のこととして、女性の意見や利益を広く代表するグループの助言を求め、組み込むという両方の責任を負うものである。
27. 締約国はさらに、政府の政策の策定への女性の完全参加を阻む障害を特定し、克服することを確保する義務も有する。これらの障害とは、最小限の対応として女性が任命された場合の自己満足や、女性の参加を妨害する伝統的及び慣習上の見方などである。政府の上級レベルに女性の代表の参加が不十分である場合や女性の助言がまったく又は不十分にしか求められない場合、政府の政策は、包括的で有効なものとはならないであろう。
28. 締約国は一般に内閣や行政の上級職に女性を任命する権限を有するが、政党にも、女性が比例代表名簿に加えられ、当選の可能性のある地域において候補者に指名推薦されることを確保する責任がある。締約国はまた、女性が男性と平等な基盤で政府の諮問機関に任命され、これらの機関が、適当な場合は、代表的な女性グループの見解を考慮することを確保するよう努めるべきである。これらのイニシアティブが世論を導くように、また、女性を差別する又は政治的及び公的活動への女性の関与を妨害する態度を変革するように促すことは、政府の基本的責任である。
29. 内閣及び行政における上級職及び政府の諮問機関のメンバーとしての女性の平等な参加を確保するために多数の締約国が採用した措置は以下を含む：被任命者の候補が同等の資格を有する場合は女性の被任命者が優先されるという規則の採用； 公的機関の構成員として、男女それぞれ、全構成員の 40%以上を占めるものとするという規則の採用； 女性閣僚及び公職への任命のクォータ制； 並びに公的機関や公職に女性の有資格者が任命されることを確保するための女性団体との協議、及び公的機関や公職への女性の任命を促進するためのかかる女性の名簿の作成及び維持。民間組織の指名推薦に基づき諮問機関のメンバーが任命される場合は、締約国は、これら組織に対し、これら機関のメンバーに適切な女性有資格者を指名推薦するよう奨励すべきである。

公職に就き及びすべての公務を遂行する権利（第7条（b））

30. 締約国の報告を検討すると、女性が内閣、公務・公共行政、司法制度において最高位の地位から排除されていることが明らかである。女性は、これらの上級の又は影響力のある地位に任命されることは滅多になく、一部締約国では、低いレベルで及び一般に家庭や家族に関連する役職においては女性の数が増えているのかもしれないが、経済政策や開発、政務、国防、平和創造活動、紛争解決又は憲法解釈及び決定に関連する意思決定の地位に就く女性はほんの少数である。
31. 締約国の報告を検討すると、一定の事例においては、法律が、国王の権力を行使することから、国家に代わり裁判権を付与された宗教的又は伝統的裁判所において裁判官を務めることから、あるいは軍隊に完全に参加することから、女性を排除していることも明らかである。これらの規定は、女性を差別するものであり、コミュニティの生活のこれらの領域における女性の関与と技能を社会に役立たせることなく、条約の原則に違反するものである。

非政府機関並びに公的及び政治的団体に参加する権利（第7条（c））

32. 締約国の報告を検討すると、政党に関する情報が提供されているいくつかの場合においては、女性の代表の参加は不十分であったり、あるいは男性より影響力の乏しい職務に

集中していることが明らかである。政党は、意思決定の役割における重要な媒体であることから、各国政府は、女性が政党活動にどの程度十分に、また平等に参加しているかを検討するよう政党に促すべきであり、そうした事例がない場合は、その理由を明らかにすべきである。政党は、女性の十分な参加と代表参加を阻む障害を克服するための、情報、資金的及びその他手段の提供を含む有効な措置を採用するよう、また、女性が政党の役員を務め、選挙候補者に指名される平等の機会を事実上享有することを確保するよう、促されるべきである。

33. 一部政党によって採用された措置は、政党の執行機関の役職の一定の最低数又は割合を女性のために当てること、選挙候補者について男女の数の均衡を確保すること、有利ではない選挙区や比例代表の下位の名簿順に女性が必ず割り当てられるようなことが起きないようにすることなどである。締約国は、かかる暫定的な特別措置が、差別撤廃法やその他憲法による平等の保障に基づき、明確に許可されることを確保するべきである。
34. 労働組合や政党など他の組織は、社会のすべてのセクターの完全で平等な参加から及び男女双方の貢献から利益を得ることができるよう、定款において、それらの規則の適用において、及び組合員や党員の構成と執行委員会におけるジェンダー・バランスのとれた代表者の構成において、男女平等の原則に対するコミットメントを示す義務がある。これらの組織はまた、非政府機関(NGO)と同様、政治的スキル、参加及び指導力について貴重な訓練の場を女性に提供するものである。

第8条(国際レベル)

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

コメント

35. 条約第8条に基づき、各国政府は、外務のあらゆる段階及びあらゆる分野において女性の参加を確保することが義務づけられている。このためには、多国間及び二国間外交の両方において、経済及び軍事問題に女性が関与し、また国際及び地域会議への公式な代表団に女性が加わることが必要である。
36. 締約国の報告を検討すると、女性は総体的に、大半の国の政府外交及び海外任務において、とりわけ最高位において、代表の参加が不十分であることが明らかである。女性は、その国の外交関係にとって重要性が低い使節団に任命される傾向があり、一部の事例においては、婚姻をしているかしていないかに関連する制約によって女性は任命に関し差別されている。他の事例においては、男性外交官には与えられている配偶者及び家族給付が同様の地位にある女性には与えられていない。女性は、多くの場合、扶養家族の世話が任務を受ける障害になるだろうなど、家庭内の責任についての憶測によって、国際的な任務に携わる機会を享受できないでいる。
37. 国連及び他の国際機関の多くの常駐代表部には女性外交官はまったくおらず、上級職に就く女性もほんのわずかである。この状況は、国際的な目標、課題及び優先事項を定める専門家の会合や会議においても同様である。国連システムの諸機関及び地域レベルにおけるさまざまな経済、政治及び軍事機構は、重要な国際的公共部門の使用者となってきたが、しかしここでもまた、女性は依然低いレベルの役職に集中する少数派である。

38. 女性と男性が平等の条件で国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会はほとんどない。これは、多くの場合、関連のある役職や公式の代表団への任命や昇進のための客観的な基準や手順が欠如している結果である。
39. 現代世界のグローバリゼーションに伴い、男性と平等の条件での女性の国際機関への関与と参加が、ますます重要になってきている。ジェンダーの視点及び女性の人権をすべての国際機関の議題に盛り込むことは、政府の責務である。平和創造と紛争解決、軍事支出と核軍縮、開発と環境、対外援助と経済の構造改革などの地球規模の諸問題に関する数多くの重大な決定が、女性の参加が限られている。これは、これらの分野における非政府レベルでの女性の参加と対照を成すものである。
40. 国際交渉、平和維持活動、あらゆるレベルの予防外交、調停、人道的援助、社会的和解、和平交渉及び国際刑事裁判制度への女性のクリティカル・マスの参加は、重要な影響をもたらすであろう。武力又はその他の紛争に対処するに当たり、それらが女性と男性のそれぞれに及ぼす異なる影響を理解するために、ジェンダーの視点とジェンダー分析が必要である。(注 1995年9月4日から15日まで北京で開催された第4回世界女性会議において採択された行動綱領のパラグラフ141(A/CONF.177/20、第4章、決議1、付属文書)。パラグラフ134も参照のこと。その一部は次の通りである。「権力構造への女性の平等なアクセスと完全な参加、並びに紛争の予防及び解決に向けたあらゆる取り組みへの女性の完全な関与が、平和と安全の維持及び促進にとって不可欠である。」)

勧告

第7条及び第8条

41. 締約国は、自国の憲法及び法律が条約の原則、とりわけ第7条及び第8条を遵守することを確保すべきである。
42. 締約国は、自国の憲法に従った適切な法律の制定を含むすべての適当な措置をとり、憲法に基づく義務を直接は受けない可能性のある政党や労働組合などの組織が女性に対して差別を行わず、第7条及び第8条に記載された原則を守ることを確保する義務を負う。
43. 締約国は、第7条及び第8条の対象であるすべての分野において女性の代表の参加を確保するための暫定的な特別措置を特定し、実施すべきである。
44. 締約国は、第7条又は第8条に対するいかなる留保についても、その理由及び効果を説明し、留保が社会における女性の役割に対する伝統的、慣習上又は定型化された見方を反映している場合並びにそのような見方を変革しようと締約国が講じた方策を明確に示すべきである。締約国は、かかる留保の必要性を綿密に検討し続け、それらを排除するためのタイムテーブルを報告に含めるべきである。

第7条

45. 特定し、実施し、効率化のために監視すべき措置には、第7条(a)に基づき、次のための措置が含まれる。
 - (a) 公選による地位に就く女性と男性の均衡を達成する。
 - (b) 女性が自らの投票する権利、その権利の重要性、及びそれを行行使する方法を理解する

- ことを確保する。
- (c) 非識字、言語、貧困、及び女性の運動の自由に対する妨害に起因するものを含め、平等に対する障害が克服されることを確保する。
 - (d) かかる不利な立場にある女性が投票する権利並びに選挙される権利を行使する手助けを行う。
46. 第7条(b)に基づき、かかる措置には、次のことを確保するための措置が含まれる。
- (a) 政府の政策の策定への女性の代表の参加の平等
 - (b) 公職に就く平等の権利の女性による実際的な享受
 - (c) 女性を対象とする、開かれた、応募制の採用プロセス
47. 第7条(c)に基づき、かかる措置には、次のための措置が含まれる。
- (a) 女性に対する差別を禁ずる有効な法律が制定されることを確保する。
 - (b) 非政府機関並びに公共及び政治団体に対し、それらの活動において女性が代表することと活動への女性の参加を促す戦略を採択することを奨励する。
48. 第7条に基づき報告を行う場合、締約国は次のことを行うべきである。
- (a) 第7条に含まれている権利を実施する法律条項を説明すること。
 - (b) 法律条項あるいは伝統的、宗教的又は文化的慣行に起因するかどうかを問わず、それらの権利に対するあらゆる制約について詳細を明らかにすること。
 - (c) それらの権利の行使を阻む障害を克服するために導入及び立案された措置を説明すること。
 - (d) それらの権利を享受する女性の男性に対する割合を示す男女別の統計データを含めること。
 - (e) 開発プログラムに関連するものも含めて、女性が参加する政策策定の種類、及び女性の参加のレベルと程度を説明すること。
 - (f) 第7条(c)に基づき、女性が女性団体を含む自国の非政府機関に参加する程度を説明すること。
 - (g) それらの機関に対し相談が行われることを締約国がどの程度確保しているのか、並びにそれらの機関の助言が政府の政策の策定及び実施のあらゆるレベルに及ぼす影響について、分析を行うこと。
 - (h) 政党、労働組合、使用者団体及び職業団体のメンバー及び役員として女性代表の参加が不十分であることに関する情報を提供し、またその要因を分析すること。

第8条

49. 特定し、実施し、効率化をはかるために監視すべき措置には、総会の主要委員会、経済社会理事会、及び条約体を含む専門諸機関をはじめとするすべての国連機関の構成員並びに独立した作業グループや国の又は特別なラポルトゥールの任命において、よりよいジェンダー・バランスを確保するための措置が含まれる。
50. 第8条に基づく報告を行う場合、締約国は次のことを行うべきである。
- (a) 国際会議への政府代表としての参加、平和維持又は紛争解決の任務への任命、及び適切なセクターにおける地位の高さを含め、海外勤務職に就く女性、あるいは国際的代表又は国家を代表する職務に通常携わる女性の割合を示す男女別の統計を提供すること。
 - (b) 適切な地位及び公式代表への女性の登用及び昇進のための客観的基準を設定するための努力を説明すること。

- (c) 女性に影響を及ぼす政府の国際的なコミットメントに関する情報及び国際フォーラムが発行する公式文書を、とりわけ女性の地位向上に責任を有する政府及び非政府機関の両方に広く普及するためにとられた方策を説明すること。
- (d) 個人としてあるいは女性団体や他の組織のメンバーとしてを問わず、政治活動を理由とする女性に対する差別に関する情報を提供すること。

一般勧告第 24 号（第 20 回会期、1999 年）

(第 12 条: 女性と保健)

序論

1. 女子差別撤廃委員会は、リプロダクティブ・ヘルスを含む保健サービスを楽しむ機会が女子差別撤廃条約に基づく基本的権利であることを確認し、条約第 21 条に基づき、同委員会第 20 回会期において、条約第 12 条に関する一般勧告を練り上げることを決定した。

背景

2. 女性の健康と福祉にとって、締約国が条約第 12 条を遵守していることが重要である。このためには、締約国は、ライフサイクルを通じて、とりわけ家族計画、妊娠、分娩の分野及び産後の期間中において、保健サービスを楽しむ機会における女性に対する差別を撤廃することが求められる。条約第 18 条に従い締約国によって提出された報告を検討すると、女性の健康は女性の健康と福祉を促進する上で重要な問題として認識されている課題であることが明らかである。締約国並びに女性の健康を巡る諸問題に特に関心を持ち、また懸念する人々のために、本一般勧告は、委員会の第 12 条の解釈を詳しく述べ、達成可能な最高水準の健康に対する女性の権利を実現するために差別を撤廃するための措置に取り組むよう努めるものである。
3. 最近の国連のさまざまな世界会議においても、これらの目標が検討された。本一般勧告の作成に当たり、委員会は、国連の世界会議において採択された関連のある行動計画、とりわけ 1993 年の世界人権会議、1994 年の国際人口開発会議及び 1995 年の第 4 回世界女性会議の行動計画を考慮した。委員会はまた、世界保健機関 (WHO)、国連人口基金 (UNFPA)、その他国連機関の活動にも留意した。また、委員会は、本一般勧告の作成に当たり、女性の健康に関して特別な専門知識を有する数多くの非政府機関とも協力した。
4. 委員会は、他の国連文書が健康に対する権利並びに健康を達成することができる状況に対する権利を重視していることに注目するものである。かかる文書は、世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を含む。
5. 委員会は、また、女性性器の切除、ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群 (HIV/AIDS)、障害のある女性、女性に対する暴力、及び家族関係における平等に関する先の一般勧告にも言及する。これらはいずれも、条約第 12 条の完全なる遵守に不可欠な問題に関係するものである。

6. 女性と男性の生物学上の相違は、健康状態の違いをもたらす可能性があるとともに、女性と男性の健康状態に決定的な影響を及ぼしたり、かつ女性の間でも異なる社会的要因がある。そのため、例えば移住女性、難民および国内避難民女性、少女及び女性高齢者、売春にかかわっている女性、先住民の女性、身体又は精神障害者の女性など、脆弱で不利な立場に置かれたグループに属する女性の健康にかかわるニーズ及び権利に特別な注意を払うべきである。
7. 委員会は、女性の健康に対する権利の完全な実現は、締約国が、地元の状況に適合した安全で栄養に富んだ食料供給の手段によって、生涯にわたる栄養面での福祉に対する女性の基本的な人権を尊重し、保護し、促進する義務を果たしたときにのみ、達成されうるものであることに留意する。この目的のため、締約国は、とりわけ農村女性のために生産資源への物理的及び経済的アクセスを促進し、その他、管轄区域内のすべての女性の栄養面での特別なニーズが満たされることを確保するための方策をとるべきである。

第 12 条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

8. 締約国は、女性の生涯にわたる健康の問題に取り組むことを奨励される。従って、本一般勧告の目的においては、女性には思春期を含む少女が含まれる。本一般勧告では、条約 12 条の重要な要素についての委員会の分析を解説する。

重要な要素

第 12 条 (1)

9. 締約国は、自国の女性に影響を及ぼす保健に関するもっとも重大な問題について報告を行うもっとも適切な立場にある。従って、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するための措置が適当なものかどうかを委員会が評価できるようにするため、締約国は、自国の女性のための保健に関する法律、計画及び政策について、疾病及び女性の健康と栄養に有害な状況の発生と度合い、並びに予防措置や治療措置の有用性と費用効果に関する男女別の信頼できるデータを添えて、報告しなければならない。委員会に対する報告は、保健に関する法律、計画及び政策が、自国の女性の健康状態及びニーズの科学的及び倫理的な研究と評価に基づくものであり、民族、宗教又はコミュニティによる差異あるいは宗教、伝統又は文化に基づく慣行を考慮に入れたものであることを実証しなければならない。
10. 締約国は、女性又は一定の女性グループに男性とは異なる影響を及ぼす疾病、健康状態及び健康に有害な状況に関する情報、並びにこれに関連する可能な介入に関する情報を、報告に盛り込むよう奨励される。
11. 女性に対する差別を撤廃するための措置は、保健制度に女性特有の疾病を予防、発見及

び治療するためのサービスが欠けていては、不相当と考えられる。締約国が、女性のための一定のリプロダクティブ・ヘルス・サービスの実施を法的に定めようとしなないことは、差別的である。例えば、保健サービスの提供者が、良心的反対理由によりかかるサービスの実施を拒否する場合には、女性に対しその代わりとなる保健サービス提供者を紹介することを確保するための措置が導入されるべきである。

12. 締約国は、保健サービスに関する政策や措置が女性のニーズ及び利益の視点から女性の健康に関する権利にどのように取り組み、また、保健サービスが次のような男性とは異なる女性に特有な特徴や要素にどのように取り組むと理解しているかについて、報告するべきである：
 - (a) 月経周期及び生殖機能や更年期など、男性とは異なる女性の生物学的要素。もう一例としては、性感染症に感染するリスクが女性の方が高いという問題がある。
 - (b) 女性一般及びとりわけ一部女性グループにとってさまざまに異なる社会経済的要素。例えば、家庭及び職場における男女間の不均衡な力関係は、女性の栄養及び健康に悪影響を及ぼすおそれがある。女性はまた、健康に影響を及ぼす様々な形態の暴力にさらされるおそれがある。思春期を含む少女は、多くの場合、年長の男性や家族による性的虐待を受けやすく、身体的及び精神的危害、望まない妊娠や若年妊娠の危険にさらされている。女性性器の切除など一部の文化的又は伝統的慣行もまた、死や障害の高いリスクをもたらしている。
 - (c) 女性と男性とで異なる心理社会的要素としては、鬱状態一般及びとりわけ産後の鬱状態、その他、拒食症や過食症などの摂食障害に至るものなどの心理状態がある。
 - (d) 患者の秘密保持への配慮の欠如は、男性及び女性の双方に影響を及ぼすだろうが、女性に助言や治療を求めるのを躊躇させ、よって女性の健康及び福祉に悪影響を及ぼす可能性もある。女性は、その理由から、生殖路の病気、避妊、あるいは不全流産に対して、並びに性的虐待や身体への虐待を受けている場合にも、医療を受けることに積極的ではなくなるだろう。
13. 男女の平等を基礎として、保健サービス、情報及び教育を享受する機会を確保するという締約国の義務は、女性の保健サービスに対する権利を尊重し、保護し、実現する義務を含意するものである。締約国には、法律、行政措置及び政策がこれらの3つの義務にかなうことを確保する責任がある。締約国は、また、効果的な司法措置を確保する制度を整備しなければならない。それを怠ることは、第12条の違反となる。
14. 権利を尊重する義務は、締約国に対し、女性が各自の健康の目標を追求する上でとる行動を妨害することを控えるよう求めるものである。官民の保健サービス提供者が、保健サービスを楽しむ女性の権利を尊重するための自らの職務をどのように果たすかについて、締約国は、報告すべきである。例えば、締約国は、女性が夫、パートナー、親又は保健当局の許可を得ていないことを理由に、女性が未婚だからという理由で(注 一般勧告第21号、パラグラフ29)、又は女性だからという理由で、女性が保健サービスを楽しむ機会、又は保健サービスを提供するクリニックを利用する機会を制約するべきではない。女性が適当な保健サービスを楽しむ機会を阻む他の障害には、女性だけに必要とされる医療処置を刑事罰の対象とする法律や、それらの処置を受けた女性を罰する法律などが含まれる。
15. 女性の健康に関連する権利を保護する義務とは、締約国、その機関及び公務員に対し、民間の個人や組織による権利侵害を予防し、制裁を科すための措置を講ずることを求めるものである。ジェンダーに基づく暴力は女性にとって極めて重大な健康問題であることから、締約国は次のことを確保するべきである。

- (a) 女性に対する暴力及び少女への虐待に対処するための法律の制定と効果的な実施、及び保健に関する議案や病院の手術を含む政策の策定、並びに適当な保健サービスの提供。
 - (b) ジェンダーに基づく暴力が健康に及ぼした結果を発見し、管理できるようにするための保健従事者を対象とするジェンダー配慮の訓練。
 - (c) 女性患者に対し性的虐待の罪を犯した保健専門家について、苦情申し立てを審理し、適当な制裁を科す公正な対応手続。
 - (d) 女性性器の切除及び少女の婚姻を禁止する法律の制定及び効果的な実施。
16. 締約国は、武力紛争の窮境にある女性や女性難民など、とりわけ困難な境遇にある女性に対し、トラウマの治療やカウンセリングを含む十分な保護と保健サービスが提供されることを確保すべきである。
17. 権利を実現する義務は、締約国に対し、女性が保健サービスを受取る権利を実現することを確保するために、利用可能な資源を最大限活用して適当な立法、司法、行政、予算、経済及びその他の措置を講ずる義務を課すものである。妊産婦死亡率及び罹病率が世界的に高いことや、多数のカップルが家族の人数を制限したいと考えているが、あらゆる形態の避妊法へのアクセスが欠如していたり、あるいは利用していないなどの調査研究結果は、締約国が、女性の保健サービスを受取る機会を確保するという義務に違反している可能性を示唆する重大なものである。委員会は、締約国に対し、とりわけ結核や HIV/AIDS など、予防できる状況に起因する女性の病気の重大性 について報告を行うことを依頼するものである。委員会は、締約国が、国の保健業務を民間機関に移転するに伴い、これらの義務を放棄しつつあることがますます明白となっていることを憂慮している。締約国は、これらの権限を民間セクターの機関に委任する又は移転することでこれらの分野における責任を免れることはできない。従って、締約国は、女性の健康を増進し、保護するために公的権限が行使される政府のプロセスやあらゆる機構を組織化するために、これまでどのようなことを行ってきたかについて、報告すべきである。締約国は、第三者による女性の権利の侵害を阻止し、女性の健康を保護するために行われてきた積極的措置、並びにかかるサービスの提供を確保するために行ってきた措置に関する情報を含めるべきである。
18. HIV/AIDS 及びその他性感染症の問題は、性に関する健康(セクシュアル・ヘルス)に対する女性及び思春期の少女の権利にとって重要である。多くの国では、思春期の少女及び女性は、セクシュアル・ヘルスを確保するために必要な情報及びサービスを受取る十分な機会を欠いている。ジェンダーに基づく不均衡な力関係の結果、女性及び思春期の少女は、多くの場合、セックスを拒否したり、安全で責任ある性行為を強く要求することができない。女性性器の切除、一夫多妻、並びに夫婦間のレイプなどの有害な伝統的慣行も、少女及び女性を HIV/AIDS やその他性感染症への感染の危険にさらしている。売春にかかわっている女性も、これらの疾病に対しとりわけ脆弱である。締約国は、偏見や差別することもなく、たとえ法律上は自国の居住者ではなくとも、人身売買された者を含め、すべての女性及び少女に対し、セクシュアル・ヘルスに関する情報、教育及びサービスに対する権利を確保すべきである。とりわけ、締約国は、女性のプライバシーと秘密保持の権利を尊重した特別に計画されたプログラムにおいて適切に訓練された職員によって行われるセクシュアル・ヘルス及びリプロダクティブ・ヘルス教育を受取る思春期の男女の権利を確保すべきである。
19. 締約国は、その報告において、第 12 条の遵守を実証するために、男女の平等を基礎として保健サービスを受取る機会を女性が有しているかどうかを評価するためのテストを

特定すべきである。これらのテストを利用するにあたり、締約国は、条約第 1 条の規定に留意すべきである。従って、報告には、保健に関する政策、手続、法律及び議定書が女性に及ぼす影響についてのコメントを男性の場合と比較して含めるべきである。

20. 女性は、提案されている手続や利用可能な代替策がもたらすと思われる便益や潜在的悪影響を含め、治療又は研究に合意する上での自らの選択肢について、適切に訓練された職員から十分な説明を受ける権利を有する。
21. 締約国は、女性が保健サービスを享受する機会を得る上で直面する障害を排除するためにとられた措置、並びにかかるサービスを適時に手頃な料金で享受する機会を女性に確保するために締約国がどのような措置を講じてきたかについて、報告すべきである。障害には、保健サービスの料金が低いこと、配偶者、親又は病院当局の事前の許可を必要条件にすること、保健施設から遠いこと、手軽な料金で便のよい公共交通がないことなど、女性が保健サービスを享受する機会を害する要件や条件が含まれる。
22. 締約国は、例えば、保健サービスを女性にとって満足のいくものとするなど、質の高い保健サービスを享受する機会を確保するためにとられた措置についても、報告すべきである。満足のいくサービスとは、女性が完全なインフォームド・コンセントを与えることを確保し、彼女の尊厳を尊重し、彼女に秘密保持を保証し、また彼女のニーズと視点に配慮した方法で提供されるサービスのことである。締約国は、雇用条件としての合意によらない不妊、強制的な性感染症検査、あるいは強制的な妊娠検査など、インフォームド・コンセントや尊厳に対する女性の権利を侵害する形態の強制を容認すべきでない。
23. 締約国は、報告において、とりわけ家族計画に関連する、特にセクシュアル・ヘルスとリプロダクティブ・ヘルス一般に関連するさまざまなサービスを適時に享受する機会を確保するためにどのような措置をとってきたかを説明するべきである。あらゆる家族計画の方法に関する情報やカウンセリングをはじめ、思春期の若者の健康教育に特に注意を払うべきである(注 思春期の若者の健康教育は、とりわけ、男女平等、暴力、性感染症の予防、並びにリプロダクティブ及びセクシュアル・ヘルス・ライツにさらに取り組むべきである。)
24. 委員会は、女性の方が男性より長寿であり、骨粗鬆症や痴呆など障害を引き起こし、退化をもたらす慢性疾患に男性よりかかりやすいためだけでなく、女性は高齢の配偶者に対する責任を負っていることが多いことから、女性高齢者のための保健サービスの状況について憂慮している。従って、締約国は、加齢に関連する不利な条件や障害に対処する保健サービスを享受する機会を女性高齢者に確保するための適切な措置をとるべきである。
25. 障害のある女性は、あらゆる年齢層において、多くの場合、保健サービスを享受する物理的困難を抱えている。精神的障害を持つ女性はとりわけ脆弱であるが、男女差別、暴力、貧困、武力紛争、混乱、及びその他の形態の社会的喪失の結果女性が不均衡に影響を受けやすくなっている精神的健康に対するさまざまなリスクについての理解は、一般に、限られたものである。締約国は、保健サービスが障害を持つ女性のニーズに敏感なものとなり、彼女らの人権と尊厳を尊重することを確保するための適切な措置を講ずるべきである。

第 12 条 (2)

26. 報告は、妊娠、分べん及び産後の期間中に関して適当なサービスを女性に確保するために締約国がどのような措置をとったかについても含めるべきである。また、これらの措置が、各締約国全般において、またとりわけ脆弱なグループ、地域及びコミュニティにおいて、妊産婦の死亡率及び罹病率を低減した割合についての情報も、含まれるべきである。
27. 締約国は、女性のために安全な妊娠、分べん及び産後の期間を確保するために必要な場合には無料のサービスをどのように提供するのかについて、報告に含めるべきである。多くの女性は、産前、分べん及び産後のサービスを含む必要なサービスを獲得する又は享受するための資金がないため、妊娠に関連するさまざまな原因から死や障害の危険にさらされる。委員会は、安全なマザーフード・サービス及び産科救急医療に対する女性の権利を確保することは締約国の義務であることを強調するものであり、締約国は、これらのサービスに最大限の利用可能な資源を配分するべきである。

条約のその他関連条項

28. 条約第 12 条を遵守するためにとられた措置について報告する際には、条約の女性の健康に係る他の条項との相関性を認識するよう、締約国に促すものである。それらの条項とは、家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解を含めることを確保するよう締約国に要求している第 5 条 (b)、教育の分野における平等の権利を確保し、よって女性が保健サービスをより容易に享受できるようにし、多くの場合若年の妊娠を原因とする女子学生の中途退学率を減少させるよう締約国に要求している第 10 条、家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む)を締約国は女性及び少女に提供することを定めている第 10 条 (h)、ひとつとして、生殖機能の保護、妊娠中の有害な種類の作業からの特別の保護、及び有給の母性休暇の提供を含む労働条件における女性の安全衛生の保護に関する第 11 条、適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む)を享受する機会を農村の女性に確保することを締約国に要求している第 14 条 2 (b)、及び疾病の予防と保健の向上に重要である適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を確保するためのすべての適当な措置をとることを締約国に義務づけている第 14 条 2 (h)、並びに子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する男性と同一の権利、並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する男性と同一の権利を女性に確保するよう締約国に要求している第 16 条 1 (e) である。また、第 16 条 2 は、若年の出産から生じる身体的・精神的傷を予防する上で重要な要因である児童の婚約及び婚姻を禁止している。

政府のとるべき行動に対する勧告

29. 締約国は、女性の健康を生涯にわたり増進するための包括的な国家戦略を実施すべきである。これは、女性に影響を及ぼす疾病や状況の予防及び治療、並びに女性に対する暴力への対応を目的とした介入を含み、これによって、セクシュアル及びリプロダクティブ・ヘルス・サービスを含む質の高い手頃な値段のあらゆる保健サービスを受取る普遍的機会がすべての女性に確保されるであろう。
30. 締約国は、女性と男性の異なる保健に関するニーズを考慮して、保健関連の総予算額の中で女性の健康が男性の健康に充てられた予算割り当ての割合に匹敵する割合を充当されることを確保するために、十分な予算、人的資源及び行政資源を配分するべきである。

31. 締約国は、また、とりわけ次のことも行うべきである。
- (a) 女性の健康に影響を及ぼすあらゆる政策及びプログラムの中心にジェンダーの視点を据え、また、かかる政策及びプログラムの計画立案、実施及びモニタリング、並びに女性に対する保健サービスの提供に女性を関与させること。
 - (b) セクシュアル・ヘルス及びリプロダクティブ・ヘルスの分野を含め、女性が保健のサービス、教育及び情報を享受する機会を阻害するあらゆる障害の排除を確保するとともに、とりわけ、HIV/AIDS を含む性感染症の予防及び治療のための思春期の若者向けのプログラムに資源を配分すること。
 - (c) 家族計画及び性教育を通じて望まない妊娠の予防を優先事項とし、安全なマザーフード・サービス及び産前の援助を通じて妊産婦死亡率を低下させること。可能な場合は、妊娠中絶を刑事罰の対象としている法律を修正し、妊娠中絶を受けた女性に対する懲罰規定を廃止すること。
 - (d) 保健サービスを受取る平等の機会とケアの質を確保するため、女性に対する保健サービスの提供について、公的機関、非政府機関及び民間機関によるモニタリングを行うこと。
 - (e) すべての保健サービスに対して、自主性、プライバシー、秘密保持、インフォームド・コンセント、及び選択の権利を含む女性の人権との整合を要求すること。
 - (f) 保健従事者の訓練カリキュラムに、とりわけジェンダーに基づく暴力をはじめとする女性の健康と人権に関するジェンダーに配慮した包括的な必修講座を含めることを確保すること。

一般勧告第 25 号 第 4 条 1 項 暫定的特別措置 (第 30 回会期、2004 年)

. 序論

1. 女子差別撤廃委員会は、第 20 回会期 (1999 年) において、条約第 21 条に従い、女子差別撤廃条約第 4 条 1 項に関する一般勧告を練り上げることを決定した。この新たな一般勧告は、とりわけ、暫定的特別措置に関する一般勧告第 5 号 (第 7 回会期、1988 年)、条約第 8 条の実施に関する一般勧告第 8 号 (第 7 回会期、1988 年)、女性の公的活動に関する一般勧告第 23 号 (第 16 回会期、1997 年) などの過去の一般勧告、締約国の報告及びそれら報告に対する委員会の最終コメントを踏まえたものである。
2. 本一般勧告により、委員会は、条約の実施にあたり締約国によるその最大限の活用を促進、確保するため、第 4 条 1 項の性質と意味を明確にすることを目指している。委員会は、締約国が本一般勧告を自国の言語に翻訳し、政府の立法、行政、司法部門及びそれらの運営機構や、メディア、学界、人権や女性の団体・機関を含む市民社会に広く普及させることを奨励する。

. 背景 : 条約の趣旨と目的

3. 条約は、力強い手段である。1979 年の条約採択以来、委員会は、国内・国際レベルの他の関係者と同様に、漸進的な思考により、条約の条項の実質的な内容、女性に対する差別の特有な性質及びかかる差別と闘うための手段の明確化と理解に貢献してきた。
4. 第 4 条 1 項の適用範囲と意味は、人権及び基本的自由の享受における女性の法律上の及び事実上の男性との平等を達成することを目的として女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するという、条約の全体的な趣旨と目的に照らして決定されるべきものである。

条約の締約国には、女性の地位を法律上及び事実上男性と平等なものに改善する為に、この女性が差別されない権利を尊重、保護、促進、実現し、女性の発展と地位向上を確保するという法的義務がある。

5. 条約は、多くの国内・国際的な法的規準・規範において用いられている差別の概念にとどまらない。これらの規準・規範は性に基づく差別を禁止し、恣意的、不公平、かつ/または不当な区別に基づく待遇から男性と女性をともに保護するが、条約は、女性が女性であるからという理由で様々な形態の差別に苦しんできたこと、また苦しみを続けていることを強調し、女性に対する差別に焦点を当てている。
6. 第1から5条及び第24条をつなげて読むと、これは条約の実質的条項すべてについての一般的な解釈の枠組みを形成するが、3つの義務が女性に対する差別を撤廃するための締約国の取組の中心となることを示唆している。これらの義務は一元的に実施されるべきであり、単なる形式的法的な女性と男性の平等な待遇の義務を越えて広げるべきである。
7. 第一に、締約国の義務は、女性に対する直接的または間接的な差別が法律に存在しないこと、さらに、女性が所轄裁判所、制裁措置その他の救済手段により、公的及び私的領域において、差別（国家機関、司法、団体、企業または個人により行われた）から保護されることを確保することである。第二に、締約国の義務は、具体的かつ効果的な政策及びプログラムを通して、女性の事実上の地位を改善することである。第三に、締約国の義務は、個人による個人的行動を通してだけでなく、法律、法的・社会的構造・制度において、女性に影響を与えている広く行き渡ったジェンダー関係と根強いジェンダーに基づくステレオタイプに対処することである。
8. 委員会の見解では、単なる形式的法的または計画的な方法は、委員会が実質的な平等と判断する女性の事実上の男性との平等を達成するのに十分ではない。更に、条約は、女性が平等なスタートを与えられ、特権的な環境により結果の平等を達成するまでにエンパワーされることを要求する。女性に男性と同一の待遇を保証することだけでは十分ではない。むしろ、男性と女性間の生物学的な、さらに社会的・文化的に構築された差異が考慮されなくてはならない。ある状況下では、かかる差異に対処するためには、女性と男性の非同一的待遇が要求される。実質的平等という目標の追求は、女性の過少代表の克服と男女間の資源と権力の再分配を目的とした効果的戦略も要求する。
9. 結果の平等は、事実上のまたは実質的な平等の論理的な当然の結果である。これらの結果は現実に量的かつ/もしくは質的なものであるかもしれない。すなわち、男性と全く同数の様々な分野で権利を享受する女性、同じ収入レベルや意思決定における平等及び政治的影響力を享受する女性、暴力からの解放を享受する女性である。
10. 女性の地位は、女性に対する差別と不平等の根本的原因が効果的に対処されない限り改善されないであろう。歴史的に決定された男性の権力と生活形態のパラダイムにもう閉じ込められないために、女性と男性の生活は、文脈的方法と機会、制度、組織の真の変革のために採用された手段によって検討されるべきである。
11. 女性の生物学的に決定された不変の要求と経験は、個人や支配的ジェンダー観念による、あるいは社会的・文化的構造・制度におけるかかる差別の現れによる、過去及び現在の女性に対する差別の結果である他の要求とは区別されるべきである。女性に対する差別撤廃の手段が講じられるにつれて、女性の要求は変化または消失するかもしれないし、

女性・男性両方の要求となるかもしれない。従って、女性の事実上のまたは実質的な平等の達成に向けた法律、計画、慣行の継続的監視は、もはや正当化されないであろう非同一的待遇の永久化を避ける為に必要である。

12. 女性のある集団は、女性だということによって彼女らに対して向けられる差別による苦しみに加え、人種、民族、宗教、障害、年齢、階級、身分やその他の別の理由に基づく多重な形の差別によって苦しんでいるかもしれない。かかる差別は、これら女性の集団に本質的に、あるいは男性とは異なる程度または異なる形で影響を及ぼす可能性がある。締約国は、かかる女性に対する多重な形の差別と彼女らへのその複合的な悪影響を撤廃するために、特定の暫定的特別措置をとる必要があるかもしれない。
13. 女子差別撤廃条約に加え、国連システムで採択された他の国際人権文書及び政策文書も平等の達成を支援する暫定的特別措置についての規定を含んでいる。かかる措置は、異なる専門用語で描写されており、それらの措置に付された意味と解釈もまた異なっている。第4条1項に関する本一般勧告が専門用語の明確化に寄与することを委員会は期待する。
14. 条約は、女性の人権と基本的自由の享受を妨げる過去及び現在の社会的、文化的背景の差別的側面を対象としている。事実上のまたは実質的な不平等の原因と結果の撤廃を含め、女性に対するあらゆる形の差別の撤廃を目的としている。その結果、条約に従った暫定的特別措置の適用は、非差別と平等の規範の例外というよりは、女性の事実上のまたは実質的な平等を実現する手段のひとつである。

・ 女子差別撤廃条約における暫定的特別措置の意味と適用範囲

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

A. 第4条1項と2項の関係

15. 第4条1項における「特別措置」の目的と2項のそれとの間には明確な差異がある。第4条1項の目的は、事実上のまたは実質的な男性との平等を達成するために女性の地位向上を促進し、女性に対する差別の過去・現在の形態と影響を是正するのに必要な構造的・社会的・文化的な変化をもたらす、また彼女らに補償することである。これらの措置は暫定的な性質のものである。
16. 第4条2項は、生物学的差異による女性と男性の非同一的待遇を規定している。これらの措置は、少なくとも第11条3項で言及されている科学上及び技術上の知識が見直しを正当化するような時までには、永続的な性質のものである。

B. 専門用語

17. 条約の編纂議事録 (travaux préparatoires) は第 4 条 1 項に含まれる「暫定特別処置」を表現するために様々な言葉を使用している。委員会自体も以前の一般勧告のなかで様々な用語を使用していた。締約国はしばしば「特別措置」を是正的、補償的、促進的意味において、「アファーマティブ・アクション」「ポジティブ・アクション」「積極措置」「逆差別」「積極差別」という用語と同一視する。これらの用語は議論と様々な国家背景の中で見られる多様な慣行から発生したものである。委員会は、締約国の報告を検討するときの慣行に従って、本一般勧告においては、第 4 条 1 項で要求されるように「暫定的特別措置」という用語のみを使用する。

C. 第 4 条 1 項の重要な要素

18. 第 4 条 1 項に基づき締約国が取る手段は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、その他あらゆる分野における女性の平等参加を促進することを目的とすべきである。委員会は、これらの措置の適用を非差別の規範の例外としてではなく、むしろ、暫定的特別措置は、人権と基本的自由の享受における事実上のまたは実質的な男女平等の達成に向けて必要な締約国による戦略の一部として重要とみている。暫定的特別措置の適用はしばしば過去の女性に対する差別の影響を是正するが、女性の地位を男性と事実上のまたは実質的に平等なものに向上するという条約下にある締約国の義務は、過去の差別のいかなる証拠にも関係なく存在する。委員会は、条約下においてかかる措置を採用し実施する締約国は男性に対して差別するものではないと考える。

19. 締約国は、女性の事実上のまたは実質的な平等という具体的な目標の達成の促進に向けて第 4 条 1 項のもとで取られる暫定的特別措置と、女性と女児の状況を改善するために採用された他の一般的な社会政策とを明確に区別すべきである。女性にとって潜在的に有利な、あるいは有利と思われる措置がすべて暫定的特別措置ではない。女性と女児の市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利を保障するための一般的条件の規定は、彼女らに尊厳のある差別のない生活を保証するために策定されており、暫定的特別措置と呼ぶことはできない。

20. 第 4 条 1 項はかかる特別措置の「暫定的な」性質を明記している。それゆえ、「暫定的」の意味が、事実上、かかる措置の長期間の適用となるとしても、かかる措置が永久に必要であると見なされるべきではない。暫定的特別措置の期間は、具体的な問題に応じた機能的結果により決定されるべきであり、先決された経過時間により決定されるべきではない。暫定的特別措置は、求められた結果が達成され一定期間維持された場合は中止されるべきである。

21. 「特別」という用語も、人権論文に準拠しているが、注意深く説明される必要がある。その使用は、しばしば差別の対象である女性や他のグループを、弱く、傷つきやすく、社会で参画、競争するために臨時または「特別」な措置の必要があると見なしている。しかしながら、第 4 条 1 項の制定における「特別」の本当の意味は、その措置が独自の目的を果たすように策定されているという意味である。

22. 「措置」という言葉は、福祉または援助計画、資源の配分及び/または再配分、優遇措置、対象を絞った募集・雇用・昇進、期限付きの数値目標、クォータ制 (割り当て制) など、立法、行政、管理、その他規制の手段、政策、慣行の幅広い種類を含む。特定の「措置」の選択は第 4 条 1 項が適用される背景と達成を目指す具体的な目的次第である。

23. 暫定的特別措置の採用・実施は、対象とされた集団や個人の資格と実力の議論、また、政

治、教育、雇用といった分野において男性より資質がないとされる女性の優先に反対する議論につながるかもしれない。暫定的特別措置は事実上のまたは実質的な平等の達成を目的とするので、資格と実力の問題は、特に民間・公的部門の雇用の分野で、規範的、文化的に決定されるジェンダーバイアスについて注意深く検討される必要がある。公的、政治的職務への任命、選抜または選挙において、資格と実力以外の要素も、民主主義的公平の原則と選挙による選択の原則の適用を含め、役割を果たすべきかもしれない。

24. 第4条1項は、第1、2、3、5、24条と併せて読むと、締約国は「全ての適切な措置を講ずるものとする」と規定する第6条から第16条に関して適用される必要がある。このため、委員会は、もしかかる措置が女性の事実上のまたは実質的な平等の包括的または具体的目標の達成を促進するために必要且つ適切であると思われるのであれば、締約国はこれらのどの条項に関しても暫定的特別措置を採用・実施する義務があると考え

締約国への勧告

25. 締約国の報告には、条約第4条1項に基づく暫定的特別措置の採用またはその欠如についての情報を含めるべきである。また、締約国は、混乱を避けるため、なるべく「暫定的特別措置 (temporary special measures)」という用語を順守すべきである。
26. 締約国は、女性の事実上あるいは実質的な平等の具体的目標の達成を促進することを目的とした暫定的特別措置と、女性と女児の状況を改善するために採用・実施された他の一般的な社会政策とを明確に区別すべきである。締約国は、女性にとって潜在的に有利な、あるいは有利と思われる措置がすべて暫定的特別措置として適切であるとは限らないことに留意すべきである。
27. 締約国は、女性の事実上あるいは実質的な平等の達成を促進するために暫定的特別措置を適用する際には、特定の対象分野だけでなく生活の全側面における女性の状況の背景を分析すべきである。また、国内事情のなかでの特定の目標に関する暫定的特別措置の潜在的な影響を評価し、女性の事実上あるいは実質的な平等の達成を促進するために最も適切と考える暫定的特別措置を採用すべきである。
28. 締約国は、他のタイプではなくあるタイプの措置を選択した理由を説明すべきである。かかる措置の適用を正当とする理由には、女性の生活や機会を形成する条件や影響などを含む女性の実際の生活状況についての説明、または、多重差別に苦しめられている特定の女性グループについての説明、締約国がその暫定的特別措置の適用によってだれの地位を改善しようとしているのか、を含まなければならない。同時に、かかる措置と女性の地位向上に向けた一般的措置・取組の関係が明らかにされるべきである。
29. 締約国は、暫定的特別措置の採用に関するいかなる失敗についても適切な説明を提供すべきである。かかる失敗は、単に無力を断言することや、民間部門、民間機関または政党に内在するような独占市場や政治勢力による怠慢を説明することによって正当化されないだろう。締約国は、条約の第2条は、他の全ての条項と併せて読まれる必要があるが、これらの関係者による行為について説明する責任を締約国に課するという事を想起させられる。
30. 締約国は、いくつかの条項の下での暫定的特別措置に関して報告することができる。第2条の下で、締約国は、かかる措置の法的またはその他の根拠と、特定のアプローチを

選択した正当性について報告するよう求められている。締約国はさらに、暫定的特別措置に関するあらゆる法律についての詳細、特にかかる法律が暫定的特別措置の強制的または自発的な性質を規定しているかどうかについても報告が求められている。

31. 締約国は、暫定的特別措置の採用を考慮に入れた規定を憲法または国の法律に含めるべきである。委員会は、締約国に、包括的差別法令、機会均等法令、または女性の平等に関する行政命令等の法律は、与えられた分野において定められた一つまたはいくつかの目標を達成するために適用されるべきである暫定的特別措置のタイプについて指針を与えることができる事を想起させる。かかる指針は雇用または教育に関する特定の法律にも含まれているかもしれない。非差別の関連法令と暫定的特別措置は、民間機関や企業だけでなく政府関係者も対象とすべきである。
32. 委員会は、暫定的特別措置は、公的雇用と教育部門を対象とするために、国、地域、または地方の政府の行政部門によって策定・採用された法令、政策指令及び/または行政指導にも基づくことができるという事実に締約国の注意を引く。かかる暫定的特別措置は行政事務、政治的領域及び民間教育・雇用部門を含むかもしれない。委員会はさらに、かかる措置は、公的または民間雇用部門の社会的パートナー間で交渉され、または公的または民間企業、機関、施設、政党により自主的に適用されることことができるという事実に締約国の注意を引く。
33. 委員会は、暫定的特別措置のための行動計画は、独自の国内事情のなかで、彼らが克服しようとする問題の独自の性質の背景に対して、策定・適用・評価される必要がある、と繰り返し述べる。委員会は、締約国が報告書の中で、ある分野における女性の参画を生み出して彼女らの過少代表を克服する、特定の分野における資源と権力を再配分する、また/もしくは過去または現在の差別を克服し事実上の平等の達成を促進する制度的変化を起こすためなどの、あらゆる行動計画の詳細を提供することを勧告する。報告は、かかる行動計画がかかる措置の意図しない潜在的副作用とそれから女性を守るために考えられる行動についての考慮を含んでいるかどうかをも説明すべきである。締約国は報告の中で暫定的特別措置の結果を説明し、かかる措置の考えられる失敗の原因について見極めるべきである。
34. 第3条の下で、締約国は、かかる暫定的特別措置の策定・実施・監視・評価・強制執行に対して責務を負う機関について報告するよう求められている。かかる責務は、特定の計画の策定、実施の監視、影響と結果の評価という必須義務を持つ、女性省のような既存のまたは計画中の国家機関、省庁または大統領府内の女性部門、オンブズパーソン、法廷、その他の公的あるいは民間団体などに与えられる。委員会は、締約国に、女性一般と特に影響を受けた女性の団体がかかる計画の策定・実施・評価において役割を担うことを確保することを勧告する。市民社会及び女性の様々な団体を代表している非政府組織との連携と協議を特に勧告する。
35. 委員会は、女性の状況に関する統計データについての一般勧告第9号に注意を引き、繰り返し述べる。また、女性の事実上のあるいは実質的な平等に向けた進展の達成と暫定的特別措置の効果を評価するために、性別に分類された統計データを、締約国が提供することを勧告する。
36. 締約国は、条約の関連条項の下で特定の分野において講じられる暫定的特別措置のタイプについて報告するべきである。各条項の下での報告は、具体的な目的と目標、予定表、特殊な措置を選択した理由、かかる措置に女性がアクセスできるようにする手段、実施

と進展の監視に責任がある機関についての言及を含むべきである。締約国は、どのくらいの数の女性が措置による影響を受けるか、どのくらいの数の女性が暫定的特別措置によりある分野にアクセスし参加するか、再分配を目的とする資力と権力の総計をどのくらいの数の女性にどのような期限で配分するか、を記述するよう求められている。

37. 委員会は、その中で教育、経済、政治、雇用の分野における、女性が国際的水準で政府を代表し国際機関の仕事に参画する領域における、また政治的・公的活動の領域における暫定的特別措置の適用を勧告した一般勧告第5、8、23号を繰り返し述べる。締約国は、その国内事情のなかで、政治的・公的活動における訓練、雇用、代表の全ての面・レベルと同様、特に全てのレベルの教育の全ての面に関して、かかる取組を強化すべきである。委員会は、全ての場合に、しかしながら特に保健の領域において、締約国が暫定的な性質の措置と継続的・永続的な性質の措置とをそれぞれの分野で慎重に区別すべきであることを想起する。
38. 締約国は、暫定的特別措置は、女性に対する差別あるいは不利益である文化的な慣行や固定観念的な考え方・行動の改善や撤廃を促進するために導入されるべきであることを想起する。また、暫定的特別措置は、クレジット・融資、スポーツ、文化・レクリエーション、法的認識の領域において実施されるべきである。必要であれば、かかる措置は農村女性を含む多重差別を受けている女性に向けられるべきである。
39. 暫定的特別措置の適用は、条約の全ての条項の下で可能ではないかもしれないが、委員会は、これらの措置がその状況下で必要であり最も適切であるだろうと見られる場合と同様、一方では平等な参画へのアクセスを促進する問題、他方では権力と資源の再分配を促進する問題が含まれるときはいつでも、その適用が検討されることを勧告する。